

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

(本則)

特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)	1
実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)	24
意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)	30
商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)	36
特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号)	51
実用新案登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号)	67
意匠登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十五号)	69
商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)	71
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号)	74
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)	79
工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号)	93
弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)	98

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第一章 総則（第一条 第十八条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 特許出願（第二十三条 第三十一条）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一条の二 第三十七条）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八条）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八條の二 第三十八條の十四）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八條の十五 第三十八條の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第六章 特許権の移転の特例（第四十条の二）</p> <p>第七章 裁定（第四十一条 第四十五条）</p> <p>第八章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六条 第五十条の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一条 第五十六条）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七条 第五十七条の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八条 第五十八条の十八）</p>	<p>第一章 総則（第一条 第十八条）</p> <p>第二章 学術団体の指定（第十九条 第二十一条）</p> <p>第二章の二 博覧会の指定（第二十二条の二 第二十二条の四）</p> <p>第三章 特許出願（第二十三条 第三十一条）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一条の二 第三十七条）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八条）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八條の二 第三十八條の十四の二）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八條の十五 第三十八條の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第六章 裁定（第四十一条 第四十五条）</p> <p>第七章 削除</p> <p>第八章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六条 第五十条の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一条 第五十六条）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七条 第五十七条の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八条 第五十八条の十八）</p>

第三款 当事者尋問（第五十九条 第五十九条の三）

第四款 鑑定（第六十条 第六十条の八）

第五款 書証（第六十一条 第六十一条の十一）

第六款 検証（第六十二条・第六十二条の二）

第七款 証拠保全（第六十三条 第六十五条）

第九章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六条 第六十九条の二）

第十章 特許料等の減免又は猶予等（第七十条 第七十七条）  
附則

（削る）

（提出書面の省略）

第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手

第三款 当事者尋問（第五十九条 第五十九条の三）

第四款 鑑定（第六十条 第六十条の八）

第五款 書証（第六十一条 第六十一条の十一）

第六款 検証（第六十二条・第六十二条の二）

第七款 証拠保全（第六十三条 第六十五条）

第九章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六条 第六十九条の二）

第十章 特許料等の減免又は猶予等（第七十条 第七十七条）  
附則

第七条の二 特許法第百八十六条第一項の規定により、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求をする場合において、同条第三項ただし書に規定する通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求するときは、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十九条に規定する場合に該当することを証明する書面を提出しなければならぬ。

（提出書面の省略）

第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手

続を含む。)をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十三條第二項(同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)、特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十五條、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三又はこの規則第四条の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一条の五第二項、第二十五條の七第五項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第三十八條の二第三項、第六十九條第三項前段若しくは第六十九條の二第二項の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 他の事件(実用新案法、意匠法、商標法、特例法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。)について既に特許庁に証明書を提出した者は、特許法第三十条第三項若しくは第四十三條第二項(同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)、特許法施行令第十五條、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの規則第四条の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一条の五第二項、第二十五條の七第五項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第三十八條の二第三項、第六十九條第三項前段若しくは第六十九條の二第二項に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

続を含む。)をする場合において、特許法第三十条第四項若しくは第四十三條第二項(同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)、特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七條の二まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一条の五第二項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 他の事件(実用新案法、意匠法、商標法、特例法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。)について既に特許庁に証明書を提出した者は、特許法第三十条第四項若しくは第四十三條第二項(同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)、特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一条の五第二項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

(手続補正書の様式等)

第十一条 手続の補正(第三項、次条第一項、特許法第百八十四条の七第二項及び同法第百八十四条の八第二項に規定するものを除く。)のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十一の八まで、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十一の二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりしなければならない。

25 (略)

(弁明書の様式)

第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第百三十三条の二第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十

(手続補正書の様式等)

第十一条 手続の補正(第三項、次条第一項、特許法第百八十四条の七第二項及び同法第百八十四条の八第二項に規定するものを除く。)のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十二まで、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十一の二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりしなければならない。

25 (略)

(弁明書の様式)

第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第百三十三条の二第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十二から様式第三十四ま

四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以外の手続に係るものは様式第十五の五により作成しなければならない。

第十三条の三 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、特許が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

一～四 (略)

五 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が特許法第二百二十六条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで(同法第二百二十四条の二第九項において準用する場合を含む。)又は第三百二十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたこと。

2・3 (略)

(送達)

で、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以外の手続に係るものは様式第十五の五により作成しなければならない。

第十三条の三 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、特許が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

一～四 (略)

五 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が特許法第二百二十六条第一項ただし書若しくは第三項から第五項まで(同法第二百二十四条の二第五項において準用する場合を含む。)又は第三百二十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたこと。

2・3 (略)

(送達)

第十六条 (略)

- 2 特許法第八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十八条の二第一項、第三百三十三条第三項（同法第七十一条第三項、同法第七十四條の二第九項及び同法第七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、同法第七十一条の二第一項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）及び同法第八十四條の五第三項の規定による却下の処分、同法第六十四條の二第一項の規定による審決の予告並びに同法第八十四條の二十第三項の規定による決定の謄本とする。
- 3・4 (略)

第二章 削除

第十九条から第二十二條まで 削除

第十六条 (略)

- 2 特許法第八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十八条の二第一項、第三百三十三条第三項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、同法第七十一条の二第一項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）及び同法第八十四條の五第三項の規定による却下の処分並びに同法第八十四條の二十第三項の規定による決定の謄本とする。
- 3・4 (略)

第二章 學術団体の指定

(申請書)

- 第十九条 特許法第三十条第一項の規定による指定を受けようとする學術団体は、様式第二十四により作成した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、当該學術団体の定款またはこれに準ずるものおよび発行している機関誌紙を添附しなければならない。
- 3 第一項の申請書には、第一条第三項の規定にかかわらず、代表者又は管理人の印を押すことを要しない。

(審理)

第二十条 特許庁長官は、前条第一項の申請書を受理したときは、当該學術団体の定款またはこれに準ずるもの、発行している

機関誌紙、構成員、研究集会の開催の計画その他必要な事項について審理しなければならない。

(指定)

第二十一条 特許庁長官は、特許法第三十条第一項の規定による指定をしたときは、その旨を当該学術団体に通知し、かつ、特許公報に掲載しなければならない。

2 特許庁長官は、特許法第三十条第一項の規定による指定をしなかつたときは、その旨および理由を当該学術団体に通知しなければならない。

(指定の取消し)

第二十二条 特許庁長官は、特許法第三十条第一項の規定による指定をした学術団体について指定が不相当であると認められる事実があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨およびその理由を当該学術団体に通知し、かつ、その旨を特許公報に掲載しなければならない。

第二章の二 博覧会の指定

(申請書)

第二十二條の二 博覧会を開設する者が特許法第三十条第三項の規定による指定を受けようとするときは、様式第二十五により作成した申請書を当該博覧会の開設の日前一月までに特許庁長官に提出しなければならない。

(削る)



- 2 当該博覧会を開設する者が法人であるときは、前項の申請書にその定款またはこれに準ずるものを添付しなければならない<sup>1)</sup>。
- 3 第一項の申請書には、第一条第三項の規定にかかわらず、博覧会を開設する者の印を押すことを要しない。

(審理)

第二十二條の三 特許庁長官は、前条第一項の申請書を受理したときは、当該博覧会の名称、開設の目的、開設地、開設の期間、出品者の資格、出品者数、出品物の種類、入場者の資格その他必要な事項について審理しなければならない。

(指定等)

第二十二條の四 第二十一條及び第二十二條の規定は、前二條の規定による博覧会の指定に準用する。この場合において、第二十一條及び第二十二條第一項中「特許法第三十條第一項の規定による指定」とあるのは「特許法第三十條第三項の規定による指定」と、第二十一條及び第二十二條第二項中「当該学術団体」とあるのは「当該博覧会を開設する者」と、第二十二條第一項中「学術団体」とあるのは「博覧会」と読み替えるものとする。

(特許請求の範囲の記載)

第二十四條の三 (略)

一・二 (略)

三 請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請

(特許請求の範囲の記載)

第二十四條の三 (略)

一・二 (略)

三 請求項の記載における他の請求項の引用は、その請求項に

求項に付した番号によりしななければならない。

四 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。

(翻訳文の様式等)

第二十五条の七 特許法第三十六条の二第二項又は第四項の翻訳文の提出は、様式第三十一の五により作成した翻訳文提出書によらなければならない。

2・3 (略)

4 特許法第三十六条の二第四項の規定により翻訳文を提出する場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

5 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第三十六条の二第四項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出)

第二十七条の三の二 特許法第三十条第三項の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第三十四によりしななければならない。

付した番号によりしななければならない。

四 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。

(翻訳文の様式等)

第二十五条の七 特許法第三十六条の二第二項の翻訳文の提出は、様式第三十一の五により作成した翻訳文提出書によらなければならない。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出)

第二十七条の三の二 特許法第三十条第四項の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第三十四によりしななければならない。

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)

第二十七条の四 特許出願について特許法第三十条第二項の規定の適用を受けようとする者又は同法第四十一条第四項若しくは同法第四十三条第一項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。 )の規定により優先権を主張しようとする者は、当該特許出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して同法第三十条第三項に規定する同条第二項の規定の適用を受けた旨を記載した書面又は同法第四十一条第四項若しくは同法第四十三条第一項に規定する書面の提出を省略することができる。

2・3 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第二十七条の五 塩基配列又はアミノ酸配列(以下この条において「配列」という。 )を含む特許出願をする者は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表及び当該配列表につき特許庁長官が定める事項を、願書に添付する明細書(特許法第三十六条の二第六項の規定により明細書とみなされる外国語書面(特許請求の範囲及び図面を除く。 )の翻訳文を含む。 以下この条において同じ。 )に記載しなければならない。

2・6 (略)

(協議が成立した旨の特許公報への掲載)

第二十九条 特許法第三十九条第六項の規定により協議をしてそ

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)

第二十七条の四 特許出願について特許法第三十条第一項若しくは第三項の規定の適用を受けようとする者又は同法第四十一条第四項若しくは同法第四十三条第一項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。 )の規定により優先権を主張しようとする者は、当該特許出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して同法第三十条第四項に規定する同条第一項若しくは第三項の規定の適用を受けた旨を記載した書面又は同法第四十一条第四項若しくは同法第四十三条第一項に規定する書面の提出を省略することができる。

2・3 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第二十七条の五 塩基配列又はアミノ酸配列(以下この条において「配列」という。 )を含む特許出願をする者は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表及び当該配列表につき特許庁長官が定める事項を、願書に添付する明細書(特許法第三十六条の二第四項の規定により明細書とみなされる外国語書面(特許請求の範囲及び図面を除く。 )の翻訳文を含む。 以下この条において同じ。 )に記載しなければならない。

2・6 (略)

(協議が成立した旨の特許公報への掲載)

第二十九条 特許法第三十九条第七項の規定により協議をしてそ

の結果を届け出るべき旨を命じられた場合において、当該出願人の協議により一の特許出願人が定められたときは、当該特許出願についての同法第六十六条第三項に規定する特許公報に次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一～三（略）

（提出書面の省略）

第三十一条 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願をしようとする場合において、先の出願について提出した証明書であつて同法第三十条第三項の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

2～5（略）

（出願審査請求書の様式）

第三十一条の二（略）

2 特許法第九十五条の二、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十三条第四項若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五十七条の規定の適用を受けようとするとき、又は産業技術力強化法第十七条第二項の規定の適用を受けようとするとき（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。）は、出願審査請求書にその旨を記載しなければならない。

3 産業技術力強化法第十七条第二項の規定の適用を受けようとするとき

の結果を届け出るべき旨を命じられた場合において、当該出願人の協議により一の特許出願人が定められたときは、当該特許出願についての同法第六十六条第三項に規定する特許公報に次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一～三（略）

（提出書面の省略）

第三十一条 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願をしようとする場合において、先の出願について提出した証明書であつて同法第三十条第四項の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

2～5（略）

（出願審査請求書の様式）

第三十一条の二（略）

2 特許法第九十五条の二、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）以下「大学等技術移転促進法」という。）第十三条第四項、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五十七条又は産業技術力強化法第十七条第二項第一号から第五号まで、第十号及び第十一号の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨を記載しなければならない。

3 産業技術力強化法第十七条第二項第六号から第九号まで又は

するとき（同条第一項第四号又は第五号に掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。）又は同法第十八条第二項の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨及び産業技術力強化法施行規則（平成十二年通商産業省令第九十九号）第七条第二項又は第八条第二項の確認書の番号を記載しなければならぬ。

4・5（略）

（特許を受ける権利を有する者への通知）

第三十六条 特許庁長官は、特許出願人が特許を受ける権利を有していないことを理由として特許出願について拒絶をすべき旨の査定があつた場合において、特に必要と認めるときは、その旨を特許を受ける権利を有する者に通知しなければならぬ。

（翻訳文の様式等）

第三十八条の二（略）

2 特許法第八十四条の四第四項の規定により翻訳文を提出する場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

3 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第八十四条の四第四項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

第十八条第二項の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨及び産業技術力強化法施行規則（平成十二年通商産業省令第九十九号）第七条第二項又は第八条第二項の確認書の番号を記載しなければならない。

4・5（略）

（正当権利者への通知）

第三十六条 特許庁長官は、特許出願人が特許を受ける権利を承継しない者であることを理由として特許出願について拒絶をすべき旨の査定があつた場合において、特に必要と認めるときは、その旨を正当権利者に通知しなければならない。

（翻訳文の様式等）

第三十八条の二（略）

（新設）

（新設）

（新設）

る。

5| 特許法第百八十四条の四第六項の規定による補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文の提出は、様式第五十二によりしなければならぬ。

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第三十八条の十三の二 塩基配列又はアミノ酸配列を含む外国語特許出願に係る国際出願日における明細書が規則<sup>5.2</sup>(b)の規定に従つて作成されており、かつ、当該明細書に同条約に基づく規則<sup>1.2</sup>の規定に従つて作成された配列表が記載されているときは、当該配列表は、特許法第百八十四条の四第一項又は第四項の規定により提出される翻訳文に記載されたものとみなす。

2| 5 (略)

(延長の理由を記載した資料)

第三十八条の十六 特許法第六十七条の二第二項の規定により、願書に添付しなければならぬ延長の理由を記載した資料は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第一号の処分を受けた者がその延長登録の出願に係る特許権についての専用実施権者若しくは通常実施権者又は当該特許権者であることを証明するため必要な資料

## 第六章 特許権の移転の特例

(特許権の移転の特例)

2| 特許法第百八十四条の四第四項の規定による補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文の提出は、様式第五十二によりしなければならぬ。

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第三十八条の十三の二 塩基配列又はアミノ酸配列を含む外国語特許出願に係る国際出願日における明細書が規則<sup>5.2</sup>(b)の規定に従つて作成されており、かつ、当該明細書に同条約に基づく規則<sup>1.2</sup>の規定に従つて作成された配列表が記載されているときは、当該配列表は、特許法第百八十四条の四第一項の規定により提出される翻訳文に記載されたものとみなす。

2| 5 (略)

(延長の理由を記載した資料)

第三十八条の十六 特許法第六十七条の二第二項の規定により、願書に添付しなければならぬ延長の理由を記載した資料は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第一号の処分を受けた者がその延長登録の出願に係る特許権についての専用実施権者若しくは登録した通常実施権者又は当該特許権者であることを証明するため必要な資料

(新設)

第四十条の二 特許法第七十四条第一項の規定による特許権の移転の請求は、自己が有すると認める特許を受ける権利の持分に  
応じてするものとする。

第七章 裁定

(削る)

(一群の請求項)

第四十六条の二 特許法第二百二十六条第三項の経済産業省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。

一 一の請求項の記載を引用する他の請求項の記載を、さらにこれらの請求項以外の請求項が引用する、又は引用することを繰り返す関係

二 一の請求項の記載を複数の請求項が引用する関係

三 複数の請求項(訂正審判又は第三百二十四条の二第一項の訂正の請求がされるものに限る。)の記載をその他の請求項が引用する関係

四 一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係又は前三号の関係のうちいずれか一又は複数の関係が、当該関係に含まれる請求項を介して他の一又は複数の関係と一体として特許請求の範囲の全部又は一部を形成するよつに連関している関係

(請求の趣旨及びその理由の記載)

第四十六条の三 特許法第三百三十一条第三項(同法第三百二十四条

(新設)

第六章 裁定

第七章 削除

(新設)

(新設)

の二第九項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定めるところによる請求の趣旨の記載は、同法第二百二十六条第三項(同法第三百二十四条の二第九項において準用する場合は、同条第二項及び第三項)及び第四項(同法第三百二十四条の二第九項において準用する場合を含む。)の規定に適合するように記載したものでなければならない。

2 特許法第三百三十一条第三項の経済産業省令で定めるところによる請求の理由の記載は、請求項ごとに請求をする場合にあつては、訂正した特許請求の範囲に記載された請求項(こと)一群の請求項(こと)に明細書又は図面の訂正との関係を記載したものでなければならない。

(答弁書等の様式)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 特許法第三百二十四条の二第五項、第五百十条第五項又は第五百五十二条第二項の規定による意見の申立てを書面でする場合には、様式第六十三の三によりしなければならない。

4 (略)

(取消判決があつた場合の訂正請求の申立て)

第四十七条の六 特許法第三百二十四条の三に規定する申立ては、様式第六十三の六によりしなければならない。

(訂正の請求の取下げ)

(答弁書等の様式)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 特許法第三百二十四条の二第三項、第五百十条第五項又は第五百五十二条第二項の規定による意見の申立てを書面でする場合には、様式第六十三の三によりなければならない。

4 (略)

(取消判決があつた場合の訂正請求の申立て)

第四十七条の六 特許法第三百二十四条の三第一項に規定する申立ては、様式第六十三の六によりなければならない。



第五十条の二の二 特許法第二百三十四条の二第七項の訂正の請求の取下げは、様式第六十五の五の二によりしななければならない。

(新設)

(訂正の請求の取下げの通知)

第五十条の五の二 特許法第二百三十四条の二第七項の訂正の請求の取下げがあつたときは、審判長は、その旨を相手方に通知しなければならない。

(新設)

(審決の予告)

第五十条の六の二 特許法第六十四条の二第一項の経済産業省令で定めるときは、被請求人が審決の予告を希望しない旨を申し出なかつたときであつて、かつ、次に掲げるときとする。

(新設)

一 審判の請求があつて審理を開始してから最初に事件が審決をするのに熟した場合にあつては、審判官が審判の請求に理由があると認めるとき又は特許法第二百三十四条の二第一項の訂正の請求(審判の請求がされている請求項に係るものに限る。)を認めないとき。

二 特許法第八十一条第二項の規定により審理を開始してから最初に事件が審決をするのに熟した場合にあつては、審判官が審判の請求に理由があると認めるとき又は特許法第二百三十四条の二第一項の訂正の請求(審判の請求がされている請求項に係るものに限る。)を認めないとき。

三 前二号に掲げるいずれかのときに審決の予告をした後であつて事件が審決をするのに熟した場合にあつては、当該審決の予告をしたときまでに当事者若しくは参加人が申し立てた

理由又は特許法第百五十二条第二項の規定により審理の結果が通知された理由(当該理由により審判の請求を理由があるとする審決の予告をしていないものに限る。)によつて、審判官が審判の請求に理由があると認めるとき。

#### 第九章 特許証、特許表示及び特許料

(特許証)

第六十六条 特許証には、次に掲げる事項を記載しなければなら  
ない。

一 四 (略)

五 特許権の設定の登録があつた旨、特許法第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつた旨又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつた旨

六 (略)

(特許料納付書の様式等)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 特許法第百九条、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十三条第三項、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条又は産業技術力強化法第十七条第一項第一号から第三号までの規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨を記

#### 第九章 特許証、特許表示及び特許料

(特許証)

第六十六条 特許証には、次に掲げる事項を記載しなければなら  
ない。

一 四 (略)

五 特許権の設定の登録があつた旨又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつた旨

六 (略)

(特許料納付書の様式等)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 大学等技術移転促進法第十三条第三項、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条又は産業技術力強化法第十七条第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十一号の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨を記載しなければならない。

載しなければならない。

5 産業技術力強化法第十七条第一項第四号若しくは第五号又は第十八条第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨及び産業技術力強化法施行規則第七条第二項又は第八条第二項の確認書の番号を記載しなければならない。

6 (略)

(回復理由書の様式等)

第六十九条の二 特許法第百十二条の二第一項の規定により特許料及び割増特許料を追納する場合には、同項に規定する期間内に様式第七十の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

2 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第百十二条の二第一項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

#### 第十章 特許料等の減免又は猶予等

(資力を考慮して定める要件)

第七十条 (略)

2・3 (略)

5 産業技術力強化法第十七条第一項第六号から第九号まで又は第十八条第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨及び産業技術力強化法施行規則第七条第二項又は第八条第二項の確認書の番号を記載しなければならない。

6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

#### 第十章 特許料等の減免又は猶予等

(資力に乏しい個人の要件)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 | 特許法施行令第十四条第一号二及び特許法等関係手数料令第  
一条の二第二号二の規定による所得の算定は、所得税法第二十  
六条及び第二十七条の規定に準じて計算した不動産所得及び事  
業所得の金額を合計することにより行うものとする。

5 | 特許法施行令第十四条第一号二及び特許法等関係手数料令第  
一条の二第一号二の経済産業省令で定める額は、二百九十万円  
とする。

第七十一条 (略)  
(削る)

2 | 特許法施行令第十四条第二号口及び特許法等関係手数料令第  
一条の二第二号口の規定による所得の算定は、営業収益の合計  
額から営業費用の合計額を控除することにより行うものとする。

(新設)

(資力に乏しい事業者の要件)

第七十一条 (略)

2 | 特許法施行令第十四条第二号口及び特許法等関係手数料令第  
一条の二第二号口の所得税法第二条第一項第五号に規定する非  
居住者(第七十四条において「非居住者」という。)に関する  
所得の算定は、所得税法第二十六条及び第二十七条の規定に準  
じて計算した不動産所得及び事業所得の金額を合計することに  
より行うものとする。

3 | 特許法施行令第十四条第二号口及び特許法等関係手数料令第  
一条の二第二号口の経済産業省令で定める額は、二百九十万円  
とする。

4 | 特許法施行令第十四条第二号口及び特許法等関係手数料令第  
一条の二第二号口の所得税法第二条第一項第七号に規定する外  
国法人(第七十四条において「外国法人」という。)に関する  
所得の算定は、営業収益の合計額から営業費用の合計額を控除  
することにより行うものとする。

3 | (略)

一・二 (略)

(特許料減免申請書等の様式)

第七十二条 特許法施行令第十五条に規定する申請書は、様式第七十一により作成しなければならない。ただし、特許法第七十二条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第七十一により作成しなければならない。

2 (略)

(審査請求料減免申請書等の様式)

第七十二条 特許法等関係手数料令第一条の三に規定する申請書は、様式第七十二により作成しなければならない。

2 (略)

(添付書面)

第七十四条 特許法施行令第十五条及び特許法等関係手数料令第一条の三の経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 特許法施行令第十四条第一号イ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号イに掲げる要件に該当する場合 当該要件に該当することを証する書面

二 特許法施行令第十四条第一号ロ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ロに掲げる要件に該当する場合 市町村民

5 | (略)

一・二 (略)

(特許料減免申請書等の様式)

第七十二条 特許法施行令第十五条第一項に規定する申請書は、様式第七十一により作成しなければならない。

2 (略)

(審査請求料減免申請書等の様式)

第七十二条 特許法等関係手数料令第一条の三第一項に規定する申請書は、様式第七十二により作成しなければならない。

2 (略)

(添付書面)

第七十四条 特許法施行令第十五条第二項第二号及び第三号並びに特許法等関係手数料令第一条の三第二項第二号及び第三号の経済産業省令で定める書面は、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税に相当する税に係る申告の写しとする。

(新設)

(新設)

税（特別区民税を含む。）に係る納税証明書その他該要件に該当することを証する書面（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下この条において「非居住者」という。）にあつては、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税に相当する税に係る申告書の写し（以下この条において「外国所得税に相当する税に係る申告書の写し」という。））。

三 特許法施行令第十四条第一号八又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号八に掲げる要件に該当する場合 所得税に係る納税証明書その他該要件に該当することを証する書面（非居住者にあつては、外国所得税に相当する税に係る申告書の写し）

四 特許法施行令第十四条第一号二又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号二に掲げる要件に該当する場合 事業税に係る納税証明書その他該要件に該当することを証する書面（非居住者にあつては、外国所得税に相当する税に係る申告書の写し）

五 特許法施行令第十四条第一号ホ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ホに掲げる要件に該当する場合 当該要件に該当することを証する書面

六 特許法施行令第十四条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合（次号に該当する場合を除く。） 次に掲げる書面

イ 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表（資本金又は出資を有しない法人にあつては、前事業年度末の貸借対照表、所得税法第二条第一項第七号に規定

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

する外国法人（以下この条において「外国法人」という。）にあつては、官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので名称及び住所並びに資本金又は出資の総額を記載したもの）

ロ 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面（外国法人にあつては、損益計算書）

ハ 前事業年度終了の日における株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）の氏名及び住所又は名称及びその有する株式の数又は出資の金額を記載した書面  
特許法施行令第十四条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合（同号ロにおいて、その設立の日以後十年を経過していないことに該当する場合に限る。） 次に掲げる書面

イ 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表（外国法人にあつては、官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので名称、住所、資本金又は出資の総額及び設立の年月日を記載したもの）のうち、資本金又は出資の総額及びその設立の日を証する一又は二の書面（資本金又は出資を有しない法人にあつては、前事業年度末の貸借対照表及び定款、寄付行為又は法人の登記事項証明書のうち、その設立の日を証する書面）

ロ 前号八に掲げる書面

（削る）

（新設）

2 特許法施行令第十五条第三項各号列記以外の部分及び特許法等関係手数料令第一条の三第三項各号列記以外の部分の経済産業省令で定める書面は、前事業年度終了の日における株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）の氏名及

(削る)

び住所又は名称及びその有する株式の数又は出資の金額を記載した書面とする。

3 | 特許法施行令第十五条第三項第一号及び特許法等関係手数料令第一条の三第三項第一号の経済産業省令で定める書面は、外国法人にあつては官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので次に掲げる事項を記載したものとす  
る。

一 | 名称及び住所

二 | 資本金又は出資の総額

4 | 特許法施行令第十五条第三項第二号及び特許法等関係手数料令第一条の三第三項第二号の経済産業省令で定める書面は、非居住者にあつては第一項に掲げる書面とし、外国法人にあつては損益計算書とする。

(削る)



改正案	現行
<p>（実用新案登録請求の範囲の記載）            第四条（略）            一・二（略）            三 請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならない。            四 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。</p> <p>（国内処理請求書の様式）            第十一条 実用新案法第四十八条の四第六項の請求は、様式第九によりしなければならない。</p> <p>（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の図面の提出の期間）            第十八条の二 実用新案法施行令第二条の表中、法第四十八条の七第一項及び第二項の項の経済産業省令で定める期間は、法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から二月とする。</p> <p>（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の登録料の納付期限の特例）            第十八条の三 実用新案法施行令第二条の表中、法第四十八条の十二の項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。</p>	<p>（実用新案登録請求の範囲の記載）            第四条（略）            一・二（略）            三 請求項の記載における他の請求項の引用は、その請求項に付した番号によりなければならない。            四 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。</p> <p>（国内処理請求書の様式）            第十一条 実用新案法第四十八条の四第四項の請求は、様式第九によりなければならない。</p> <p>（新設）            （新設）</p>

(実用新案登録証)

第十九条 実用新案登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 (略)

五 実用新案権の設定の登録、実用新案登録の訂正の登録(実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものに限る。)又は同法第十七条の二第一項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつた旨

六 (略)

(回復理由書の様式等)

第二十一条の四 実用新案法第三十三条の二第一項の規定により登録料及び割増登録料を追納する場合には、同項に規定する期間内に様式第十四の四により作成した回復理由書を提出しなければならない。

2 前項の回復理由書を提出する場合には、実用新案法第三十三条の二第一項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(情報の提供)

(実用新案登録証)

第十九条 実用新案登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 (略)

五 実用新案権の設定の登録又は実用新案登録の訂正の登録(実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものに限る。)があつた旨

六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(情報の提供)

第二十二條 何人も、特許庁長官に対し、刊行物若しくはその写し又は実用新案登録出願若しくは特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しを提出することにより、実用新案登録出願に係る考案が実用新案法第三條第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三條の二又は第七條第一項から第三項まで若しくは第六項の規定により実用新案登録をすることができない旨の情報を提供することができる。

2・3（略）

第二十二條の二 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、実用新案登録出願又は特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、実用新案登録が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

一（略）

二 その実用新案登録が実用新案法第三條、第三條の二又は第七條第一項から第三項まで若しくは第六項の規定に違反してされたこと。

三・四（略）

2・3（略）

（特許法施行規則の準用）

第二十三條 特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四條の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一條の二、第十三條の二並びに第十三條の三の規定を

第二十二條 何人も、特許庁長官に対し、刊行物若しくはその写し又は実用新案登録出願若しくは特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しを提出することにより、実用新案登録出願に係る考案が実用新案法第三條第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三條の二又は第七條第一項から第三項まで若しくは第七項の規定により実用新案登録をすることができない旨の情報を提供することができる。

2・3（略）

第二十二條の二 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、実用新案登録出願又は特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、実用新案登録が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

一（略）

二 その実用新案登録が実用新案法第三條、第三條の二又は第七條第一項から第三項まで若しくは第七項の規定に違反してされたこと。

三・四（略）

2・3（略）

（特許法施行規則の準用）

第二十三條 特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四條の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一條の二、第十三條の二並びに第十三條の三の規定を

除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「十三 再審の請求」とあるのは「十三  
十三

再審の請求

の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正」と、同条第

三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」

とあるのは「六 第二十三条第一項において準用する特許法施

行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」と、第

十一項の規定による情報の提供

十条中「特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十五条

」とあるのは「実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号

(第三条第二項)と、「第一条の三」とあるのは「第二条の二

第二項」と、「この規則第四条の三から第七条まで、第八条第

一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第

五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項

前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二

第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項

」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一条第三項前段、第

二十一条の四第二項若しくは第二十三条第三項において準用す

る特許法施行規則第三十八条の二第三項」と、「特許法施行令

第十五条」とあるのは「実用新案法施行令第三条第二項」と、

第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同条第

五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替え

るものとする。

除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「十三 再審の請求」とあるのは「十三  
十三

再審の請求

の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正」と、同条第

三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」

とあるのは「六 第二十三条第一項において準用する特許法施

行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」と、第

十一項の規定による情報の提供

十条中「特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十五条

」とあるのは「実用新案法施行令(昭和

三十五年政令第十七号)第三条第二項」と、「第一条の三第二

項若しくは第三項」とあるのは「第二条の二第二項」と、「こ

の規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四

項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項

前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二

項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「実用新案法施

行規則第二十一条第三項前段」と、「特許法施行令第十五条第

二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令第三条第

二項」と、第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」

と、同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」

と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

- 2| 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の二から第二十七条の五まで、第二十八条から第二十八条の四まで、第三十条及び第三十一条(信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第四項」と、同条第四項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第九十五条の二」とあるのは「同条第八項」と、特許法施行規則第二十七条の五第三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と読み替えるものとする。
- 3| 特許法施行規則第三十八条の二及び第三十八条の十三の二第一項(翻訳文の様式等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許

2| 特許法施行規則第二章(学術団体の指定)の規定は、実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第三十条第一項の規定による学術団体の指定に準用する。

3| 特許法施行規則第二章の二(博覧会の指定)の規定は、実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第三十条第三項の規定による博覧会の指定に準用する。

- 4| 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の二から第二十七条の五まで、第二十八条から第二十八条の四まで、第三十条及び第三十一条(信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第四項」と、同条第四項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第九十五条の二」とあるのは「同条第十項」と、特許法施行規則第二十七条の五第三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と読み替えるものとする。
- 5| 特許法施行規則第三十八条の二及び第三十八条の十三の二第一項(翻訳文の様式等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許

<p>出願等の特例)の規定は、実用新案法第四十八条の四第一項、第二項、第四項若しくは第六項又は第四十八条の十六第二項の翻訳文に準用する。</p>	<p>出願等の特例)の規定は、実用新案法第四十八条の四第一項、第二項若しくは第四項又は第四十八条の十六第二項の翻訳文に準用する。</p>
<p>4 7 (略)</p>	<p>6 9 (略)</p>
<p>8 特許法施行規則第六章(特許権の移転の特例)の規定は、実用新案権の移転の特例に準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>9 特許法施行規則第七章(裁定)の規定は、実用新案権についての裁定に準用する。</p>	<p>10 特許法施行規則第六章(裁定)の規定は、実用新案権についての裁定に準用する。</p>
<p>10・11 (略)</p>	<p>11・12 (略)</p>

改正案	現行
<p>（手続補正書の様式等）</p> <p>第十五条 手続の補正のうち、様式第一から様式第十二まで若しくは様式第十四、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十一、第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する</p>	<p>（手続補正書の様式等）</p> <p>第十五条 手続の補正のうち、様式第一から様式第十二まで若しくは様式第十四、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十一、第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第十九条第七項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する</p>

様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしなければならない。

2～4 (略)

(意匠登録証)

第十六条 意匠登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 (略)

五 意匠権の設定の登録又は意匠法第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつた旨

六 (略)

(回復理由書の様式等)

第十八条の四 意匠法第四十四条の二第一項の規定により登録料及び割増登録料を追納する場合には、同項に規定する期間内に様式第十九の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

2 前項の回復理由書を提出する場合には、意匠法第四十四条の二第一項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表

様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしなければならない。

2～4 (略)

(意匠登録証)

第十六条 意匠登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 (略)

五 意匠権の設定の登録があつた旨

六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)



示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

(特許法施行規則の準用)

第十九条 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第十三条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(の規定による意匠登録出願(もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。))」と、「九 審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。)」とあるのは「九 審判の請求(拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。)」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十五条、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第

(特許法施行規則の準用)

第十九条 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第七条の二、第十一条、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(の規定による意匠登録出願(もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。))」と、「九 審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。)」とあるのは「九 審判の請求(拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。)」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三第三項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七

九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは、「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条の四第二項」と、「特許法施行令第十五条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十、第三十一条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは、「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条の四第二項」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは、「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第

条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは、「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは、「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十二から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは、「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同

十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とある

規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第七項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」と読み替えるものとする。

のは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 特許法施行規則第三十三条及び第三十五条から第三十七条まで(補正の却下の決定の記載事項、査定の記載事項、特許を受ける権利を有する者への通知及び決定の謄本の送付)の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。

5 (略)

6 特許法施行規則第六章(特許権の移転の特例)の規定は、意匠権の移転の特例に準用する。

7 特許法施行規則第七章(裁定)の規定は、意匠権についての裁定に準用する。

8・9 (略)

2・3 (略)

4 特許法施行規則第三十三条及び第三十五条から第三十七条まで(補正の却下の決定の記載事項、査定の記載事項、正当権利者への通知及び決定の謄本の送付)の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。

5 (略)

(新設)

6 特許法施行規則第六章(裁定)の規定は、意匠権についての裁定に準用する。

7・8 (略)

改正案	現行
<p>（願書の様式等）</p> <p>第二条 願書（次項から第八項まで、第十一項及び第十二項の願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。</p> <p>2）8（略）</p> <p>9）商標法第六十五条の第三項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする場合には、同項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。</p> <p>10）前項の回復理由書を提出する場合には、商標法第六十五条の第三項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>11）第九項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。</p> <p>12）13（略）</p> <p>（商標権の存続期間の更新登録の申請書の様式等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2）商標法第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする場合には、同項に規定する期間内に様式第八の二により作成し</p>	<p>（願書の様式）</p> <p>第二条 願書（次項から第十項までの願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。</p> <p>2）8（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>9）10（略）</p> <p>（商標権の存続期間の更新登録の申請書の様式）</p> <p>第十条（略）</p> <p>（新設）</p>

た回復理由書を提出しなければならない。

3 前項の回復理由書を提出する場合には、商標法第二十一条第一項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

（手続補正書の様式等）

第十六条 手続の補正のうち、様式第二から様式第八まで、様式第九から様式第十二の二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第六、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同條第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十一、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は第二十二條第六項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様

（新設）

（新設）

（手続補正書の様式等）

第十六条 手続の補正のうち、様式第二から様式第十二の二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第六、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同條第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十一、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五

式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十五の二により、それ以外の手続の補正は様式第十六によりしななければならない。

2.5 (略)

(情報の提供)

第十九条 商標登録出願があつたときは、何人も、特許庁長官に対し、当該商標登録出願に関し、刊行物又は商標登録出願の願書の写しその他の書類を提出することにより当該商標登録出願が商標法第三条、第四条第一項第一号、第六号から第十一号まで、第十五号から第十九号まで、第七条の二第二項、第八条第二項若しくは第五項の規定により登録することができないものである旨の情報を提供することができる。ただし、当該商標登録出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

2.3 (略)

十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十五の二により、それ以外の手続の補正は様式第十六によりしななければならない。

2.5 (略)

(情報の提供)

第十九条 商標登録出願があつたときは、何人も、特許庁長官に対し、当該商標登録出願に関し、刊行物又は商標登録出願の願書の写しその他の書類を提出することにより当該商標登録出願が商標法第三条、第四条第一項第一号、第六号から第十一号まで、第十三号、第十五号から第十九号まで、第七条の二第二項、第八条第二項若しくは第五項の規定により登録することができないものである旨の情報を提供することができる。ただし、当該商標登録出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

2.3 (略)

(書換登録の申請書の様式等)

第二十条 (略)

2| 商標法附則第三条第三項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)の規定により書換登録の申請をする場合には、同項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

3| 前項の回復理由書を提出する場合には、商標法附則第三条第三項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4| 第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面で行うことができる。

5| (略)

(特許法施行規則等の準用)

第二十二條 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二、第十二条、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。)並びに第二十七条の三の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一条第一項及び

(書換登録の申請書の様式等)

第二十条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2| (略)

(特許法施行規則等の準用)

第二十二條 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第七条の二、第十一条、第十一条の二、第十二条、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。)並びに第二十七条の三の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一



第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第八十二条第二項」とあるのは「商標法第四十一条第二項（同法第六項において準用する場合を含む。）」と、「特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）」又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）」若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（

第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第八十二条第二項」とあるのは「商標法第四十一条第二項（同法第六項において準用する場合を含む。）」と、「特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）」又は同法第六十八条の二第二項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）」若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条

同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。)若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願(もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。)<small>一</small>と、<small>五</small> 特許権の存続期間の延長登録の出願<small>一</small>とあるのは<small>五</small>の二 防護標章登録に基づく権利の存続<small>五</small>の三 書換登録の申請

限る。)

と、<small>八</small> 特許法第八十四条(同法第九十二条第七

項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。)<small>一</small>の規

定による答弁書の提出<small>一</small>とあるのは<small>八</small>の二 登録異議の申立て

八の二 商標法第四十三

八の三 商標法第四十三

条の七第一項の規定による参加の申請(同法第六十条の二第一

条の十二第一項の規定による意見書の提出(同法第六十条の二

第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。)<small>一</small>及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)<small>一</small>

の二第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。)<small>一</small>若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)<small>一</small>において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願(もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。)<small>一</small>と、<small>五</small> 特許権の存続期間の延長登録の出願<small>一</small>とあるのは<small>五</small>の二 防護標章登録に基づく<small>五</small>の三 書換登録の申請

限る。)

と、<small>八</small> 特許法第八十四条(同法第

九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を

含む。)<small>一</small>の規定による答弁書の提出<small>一</small>とあるのは<small>八</small>の二 登録異

議の申立て

八の二 商

標法第四十三條の七第一項の規定による参加の申請(同法第六

条の二第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合第六十条の二第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。)<small>一</small>及び同法第六十八条第四項において準用する場合

）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「九 審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」及び同法第四十五条第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」の審判を除く。」と、「十二 証拠保全の申立てに限る。」とあるのは「十二 証拠保全の申立て（判定請求前、登録異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」と、「と、特許法施行規則第七条及び第十八條第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八條第一項中「審判請求書、特許法第八十四條の五第一項の書面、同法第八十四條の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八條第二項、第九條の二及び第九條の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」

）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）

場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「九 審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」及び同法第四十五条第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」の審判を除く。」と、「十二 証拠保全の申立てに限る。」とあるのは「十二 証拠保全の申立て（判定請求前、登録異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」と、「と、特許法施行規則第七条及び第十八條第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八條第一項中「審判請求書、特許法第八十四條の五第一項の書面、同法第八十四條の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八條第二項、第九條の二及び第九條の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」

）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）

(若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。)&及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)&若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「商標法第七条第三項、第七条の二第四項若しくは第九条第二項」と、「特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十五条、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八條の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十項、第十条第三項、第十八条第三項前段、第二十条第三項若しくは第四項」と、「特許法施行令第十五条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第

場合を含む。)&若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。)&及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)&若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「商標法第七条第三項、第七条の二第四項若しくは第九条第二項」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三条、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第二十条第二項」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、

四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九條第三項前段若しくは第六十九條の二第二項」とあるのは、「又は商標法施行規則第二條第十項、第十條第三項、第十八條第三項前段、第二十條第三項若しくは第四項」と、特許法施行規則第十一條の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは、「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同條第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する

第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、特許法施行規則第十一條の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十二から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同條第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標

様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第六項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の三第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十三條第三項中「審判（次項に規定する審判を除く。）」、再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立

法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の三第二項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十三條第三項中「審判（次項に規定する審判を除く。）」、再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判（次項に規定する審判を除く。）」、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同法第四

て又は審判（次項に規定する審判を除く。）を再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第三百三十四条第四項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十五第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十一条（同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）に

項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第三百三十四条第四項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十四第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）に

において準用する特許法第七十四條第二項において準用する場合を含む。）」と、「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」の審判」と、特許法施行規則第十六條第二項中「第三百三十三條第三項（同法第七十一條第三項、同法第三百三十四條の二第九項及び同法第三百七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六條第一項（同法第四十三條の十五條第一項（同法第六十條の二第一項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）」及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）」、同法第六十二條第一項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）」及び同法附則第二十一條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）」において準用する意匠法第五十八條第二項、商標法第六十二條第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）」において準用する意匠法第五十八條第三項並びに商標法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）」において準用する特許法第三百三十三條第三項（商標法第二十八條第三項において準用する特許法第七十一條第三項並びに商標法第六十一條（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）」及び同法附則第二

十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」の審判」と、特許法施行規則第十六條第二項中「第三百三十三條第三項（同法第七十一條第三項及び同法第三百七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六條第一項（同法第四十三條の十四條第一項（同法第六十條の二第一項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）」及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）」、同法第六十二條第一項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）」及び同法附則第二十一條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）」において準用する意匠法第五十八條第二項、商標法第六十二條第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）」において準用する意匠法第五十八條第三項並びに商標法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）」において準用する特許法第三百三十三條第三項（商標法第二十八條第三項において準用する特許法第七十一條第三項並びに商標法第六十一條（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）」及び同法附則第二十條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する特許法第三百七十四條第二項において準用する場合を含む。）」と、「同法第三百三十三條の二第一項（同法第七十一條第三項及び同法第三百七





(削る)

2) 4) (略)

5) 特許法施行規則第四十六条第二項、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第四十九条から第五十条の二まで、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六、第五十条の七から第五十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。この場合において、同規則第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは、「登録異議の申立てについて提出する」と、同規則第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは、「登録異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

6) 第九条の五第一項、特許法施行規則第三十三条、第四十六条第二項、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第五十条の二まで、第五十条の三から第五十条の五まで、第五十条の六、第五十条の七から第五十条の十四まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条の三第二項、第五十条第五項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二

法第四条第一項第九号及び第九条第一項の規定による博覧会の指定に準用する。

3) 前項の規定により商標法第四条第一項第九号の規定による博覧会の指定を受けようとする者は、申請書に当該博覧会の賞を表示した書面を添付しなければならない。

4) 6) (略)

7) 特許法施行規則第四十六条第二項、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第四十九条から第五十条の二まで、第五十条の四から第五十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。この場合において、同規則第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは、「登録異議の申立てについて提出する」と、同規則第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは、「登録異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

8) 第九条の五第一項、特許法施行規則第三十三条、第四十六条第二項、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第五十条の十四まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条の三第二項、第五十条第五項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七

項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の審判」と読み替えるものとする。

71  
91  
(略)

項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の審判」と読み替えるものとする。

91  
111  
(略)

改正案	現行
<p>（登録の前後）</p> <p>第一条 特許登録原簿における登録の前後は、同一の区（第七条第一項の甲区、乙区又は丁区をいう。以下この項において同じ。）にした登録相互間については順位番号、別の区にした登録相互間については受付の年月日及び受付番号（登録の双方に受付の年月日及び受付番号の記録がないときは登録年月日、登録の一方に受付の年月日及び受付番号の記録がないときは受付の年月日と登録年月日）による。</p> <p>2 特許仮実施権原簿における登録の前後は、乙区にした登録相互間については順位番号による。</p> <p>（特許仮実施権原簿等の作成）</p> <p>第二条 特許仮実施権原簿は、仮専用実施権に係る特許出願ごとに一用紙を備えなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（目録の記載）</p> <p>第三条 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は</p>	<p>（登録の前後）</p> <p>第一条 特許登録原簿における登録の前後は、同一の区（第七条第一項の甲区、乙区、丙区又は丁区をいう。以下この項において同じ。）にした登録相互間については順位番号、別の区にした登録相互間については受付の年月日及び受付番号（登録の双方に受付の年月日及び受付番号の記録がないときは登録年月日、登録の一方に受付の年月日及び受付番号の記録がないときは受付の年月日と登録年月日）による。</p> <p>2 特許仮実施権原簿における登録の前後は、同一の区（第七条の二第四項の乙区又は同条第五項の丙区をいう。以下この項において同じ。）にした登録相互間については順位番号、別の区にした登録相互間については受付の年月日及び受付番号（登録の一方に受付の年月日及び受付番号の記載がないときは受付の年月日と登録年月日）による。</p> <p>（特許仮実施権原簿等の作成）</p> <p>第二条 特許仮実施権原簿は、仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願ごとに一用紙を備えなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（目録の記載）</p> <p>第三条 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は</p>

特許信託原簿の目録には、特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は特許信託原簿に登録用紙をつづり込むことに、特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、特許出願の番号）、つづり込んだ年月日及び理由を記載して、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならぬ。

2 (略)

(特許登録原簿の記録)

第七条 特許登録原簿は、特許番号記録部、表示部、特許料記録部、甲区、乙区及び丁区の別に記録しなければならない。

2}6 (略)

(削る)

7| (略)

(特許仮実施権原簿の記載)

第七条の二 (略)

2 特許仮実施権原簿の表題部のうち、表示欄には、仮専用実施権に係る特許出願の表示を記載しなければならない。

3 特許仮実施権原簿の甲区の事項欄には、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者に関する事項を記載しなければならない。

4 (略)

特許信託原簿の目録には、特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は特許信託原簿に登録用紙をつづり込むことに、特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、特許出願の番号）、つづり込んだ年月日及び理由を記載して、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならぬ。

2 (略)

(特許登録原簿の記録)

第七条 特許登録原簿は、特許番号記録部、表示部、特許料記録部、甲区、乙区、丙区及び丁区の別に記録しなければならない。

2}6 (略)

7| 特許登録原簿の丙区には、通常実施権及びこれを目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。

8| (略)

(特許仮実施権原簿の記載)

第七条の二 (略)

2 特許仮実施権原簿の表題部のうち、表示欄には、仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願の表示を記載しなければならない。

3 特許仮実施権原簿の甲区の事項欄には、仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者に関する事項を記載しなければならない。

4 (略)

(削る)

5| 特許仮実施権原簿の表示番号欄には、表示欄又は甲区の事項欄に登録事項を記載した順序を記載し、特許仮実施権原簿の順位番号欄には、乙区の事項欄に登録事項を記載した順序を記載しなければならない。

(申請書の様式)

第十条 権利の全部の移転の登録(特許法第七十四条第一項の規定による請求に基づくもの及び相続その他の一般承継によるものを除く。)を申請するときは、申請書は、様式第七により作成しなければならない。

2| 特許法第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録を申請するときは、申請書は、様式第七の二により作成しなければならない。

3| (略)

4| 登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録を申請するときは、申請書は、様式第九により作成しなければならない。

5| 専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十により作成しなければならない。

6| 仮専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十の二により作成しなければならない。

7| 8| (略)

5| 特許仮実施権原簿の内区の事項欄には、仮通常実施権に関する事項を記載しなければならない。

6| 特許仮実施権原簿の表示番号欄には、表示欄又は甲区の事項欄に登録事項を記載した順序を記載し、特許仮実施権原簿の順位番号欄には、乙区又は丙区の事項欄に登録事項を記載した順序を記載しなければならない。

(申請書の様式)

第十条 権利の全部の移転の登録(相続その他の一般承継によるものを除く。)を申請するときは、申請書は、様式第七により作成しなければならない。

(新設)

2| (略)

3| 登録名義人又は仮専用実施権若しくは登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録を申請するときは、申請書は、様式第九により作成しなければならない。

4| 専用実施権又は通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十により作成しなければならない。

5| 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十の二により作成しなければならない。

6| 7| (略)

(併合の手続)

第十条の二 (略)

2・3 (略)

4 仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請と特例法施行規則第四条第一項の届出は、当該特許を受ける権利を有する者が特例法施行規則第四条第一項の届出をする者と同一であり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(番号の記録等)

第十四条 (略)

2 特許登録原簿に甲区、乙区及び丁区(以下「事項部」という。)について登録するときは、その登録が付記登録である場合、仮登録をしたものについての本登録である場合、仮登録の抹消の登録である場合、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録(以下「保全仮登録」という。)をしたものについての本登録である場合及び保全仮登録の抹消の登録である場合を除き、当該登録事項を記録した順序により、順位番号を当該登録事項を記録する部分の前に記録しなければならない。

3 特許仮実施権原簿について、表示欄又は甲区の事項欄に登録をするときは表示番号欄に番号を、乙区の事項欄に登録をするときは順位番号欄に番号を記載しなければならない。

4 (略)

(併合の手続)

第十条の二 (略)

2・3 (略)

4 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請と特例法施行規則第四条第一項の届出は、当該特許を受ける権利を有する者が特例法施行規則第四条第一項の届出をする者と同一であり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(番号の記録等)

第十四条 (略)

2 特許登録原簿に甲区、乙区、丙区及び丁区(以下「事項部」という。)について登録するときは、その登録が付記登録である場合、仮登録をしたものについての本登録である場合、仮登録の抹消の登録である場合、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録(以下「保全仮登録」という。)をしたものについての本登録である場合及び保全仮登録の抹消の登録である場合を除き、当該登録事項を記録した順序により、順位番号を当該登録事項を記録する部分の前に記録しなければならない。

3 特許仮実施権原簿について、表示欄又は甲区の事項欄に登録をするときは表示番号欄に番号を、乙区又は丙区の事項欄に登録をするときは順位番号欄に番号を記載しなければならない。

4 (略)

第十九条の二 特許登録令第十二条第二項の規定により特許仮実施権原簿における仮専用実施権に関する登録を閉鎖特許原簿に移した後、当該仮専用実施権の登録の回復の登録をするときは、新たな登録用紙を用い、表示欄に回復の原因、年月日及び登録を回復する旨を記載した後、抹消に係る登録と同一の登録をしなければならぬ。

2 前項の規定により仮専用実施権の登録の回復の登録をしたときは、閉鎖特許原簿の目録中の当該仮専用実施権の備考欄及び当該仮専用実施権の登録用紙の表示欄中の余白の部分に、登録の回復があつた旨及びその年月日を記載して、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならぬ。

3 (略)

(登録用紙中に余白がない場合)

第二十七条 特許仮実施権原簿の表題部又は甲区若しくは乙区に登録する余白がないときは、その登録用紙の次に新たな登録用紙をつづり込まなければならぬ。

2 (略)

(設定されたものとみなされた専用実施権等の設定の登録の方法)

第三十三条 (略)

(削る)

第十九条の二 特許登録令第十二条第二項の規定により特許仮実施権原簿における仮専用実施権又は仮通常実施権に関する登録を閉鎖特許原簿に移した後、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の回復の登録をするときは、新たな登録用紙を用い、表示欄に回復の原因、年月日及び登録を回復する旨を記載した後、抹消に係る登録と同一の登録をしなければならぬ。

2 前項の規定により仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の回復の登録をしたときは、閉鎖特許原簿の目録中の当該仮専用実施権又は仮通常実施権の備考欄及び当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録用紙の表示欄中の余白の部分に、登録の回復があつた旨及びその年月日を記載して、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならぬ。

3 (略)

(登録用紙中に余白がない場合)

第二十七条 特許仮実施権原簿の表題部又は甲区、乙区若しくは丙区に登録する余白がないときは、その登録用紙の次に新たな登録用紙をつづり込まなければならぬ。

2 (略)

(設定されたものとみなされた専用実施権等の設定の登録の方法)

第三十三条 (略)

2 前項の規定は、登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第二項又は第三項の規定により許諾されたものと



(混同又は取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法)

第三十四条 混同による専用実施権、仮専用実施権又は質権の消滅の登録をするときは、その専用実施権、仮専用実施権又は質権の登録を抹消しなければならない。

2 前項の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第百条第三項の規定による取消しによる専用実施権の消滅の登録をする場合に準用する。

第三十五条及び第三十六条 削除

みなされた通常実施権の設定の登録に準用する。この場合において、前項中「乙区」とあるのは、「丙区」と読み替えるものとする。

(混同又は取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法)

第三十四条 混同による専用実施権、通常実施権、仮専用実施権、仮通常実施権又は質権の消滅の登録をするときは、その専用実施権、通常実施権、仮専用実施権、仮通常実施権又は質権の登録を抹消しなければならない。

2 前項の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第百条第三項の規定による取消しによる専用実施権または通常実施権の消滅の登録をする場合に準用する。

(裁定による通常実施権の設定の登録の方法)

第三十五条 特許法第八十三条第二項又は第九十二条第三項の裁定による通常実施権の設定の登録をするときは、当該特許権、実用新案権又は意匠権の登録に丙区として裁定の年月日、通常実施権を設定すべき範囲、対価の額、その支払の方法及び時期並びに通常実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

2 特許法第九十二条第四項の裁定による通常実施権の設定の登録をするときは、当該特許権の登録に丙区として裁定の年月日、通常実施権を設定すべき範囲、対価の額、その支払の方法及び時期並びに通常実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

3| 特許法第九十二条第三項の裁定による通常実施権の設定の登録にあつては、前項に規定するもののほか、当該通常実施権者の特許権の登録に丙区として当該通常実施権を設定すべき旨の裁定に係る特許権、実用新案権又は意匠権の特許番号又は登録番号及びその特許権、実用新案権又は意匠権について通常実施権が設定されている旨を記録しなければならない。

4| 特許法第九十二条第四項の裁定による通常実施権の設定の登録にあつては、第二項に規定するもののほか、当該通常実施権者の特許権、実用新案権又は意匠権の登録に丙区として当該通常実施権を設定すべき旨の裁定に係る特許権の特許番号及びその特許権について通常実施権が設定されている旨を記録しなければならない。

(裁定の取消しによる通常実施権の消滅の登録の方法)

第三十六条 特許法第九十条第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。)の規定による裁定の取消しによる通常実施権の消滅の登録をするときは、その通常実施権の登録を抹消しなければならない。

(設定されたものとみなされた仮専用実施権等の設定の登録の方法)

第三十六条の二 (略)

(設定されたものとみなされた仮専用実施権等の設定の登録の方法)

第三十六条の二 (略)

2| 前項の規定は、登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第五項又は第六項の規定により許諾されたものとみなされた仮通常実施権の設定の登録に準用する。この場合において、前項中「乙区」とあるのは、「丙区」と読み替えるもの

(特許を受ける権利を有する者の変更の登録の方法)

第三十六条の三 仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利について、特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出がされた場合における当該特許を受ける権利を有する者の変更の登録をするときは、特許を受ける権利の承継人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載しなければならない。

(仮専用実施権等の消滅の登録の方法)

第三十六条の四 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専用実施権の消滅の登録をするときは、その仮専用実施権の登録を抹消しなければならない。

(予告登録の方法)

第三十八条 (削る)

とする。

(特許を受ける権利を有する者の変更の登録の方法)

第三十六条の三 仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利について、特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出がされた場合における当該特許を受ける権利を有する者の変更の登録をするときは、特許を受ける権利の承継人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載しなければならない。

(仮専用実施権等の消滅の登録の方法)

第三十六条の四 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専用実施権の消滅又は同法第三十四条の三第七項若しくは第八項の規定による仮通常実施権の消滅の登録をするときは、その仮専用実施権又は仮通常実施権の登録を抹消しなければならない。

(予告登録の方法)

第三十八条 特許法第八十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求又は裁定若しくはその取消しについての異議申立てについて予告登録をするときは、丙区として裁定若しくは裁定の取消しの請求又は裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつた旨及びその年月日を記録しなければならない。

特許登録令第三条第三号又は第四号に掲げる請求について予

2| 特許登録令第三条第四号又は第五号に掲げる請求について予

告登録をするときは、表示部に審判又は再審の請求があつた年月日、審判又は再審の番号及び請求の趣旨を記録しなければならない。

(同一の順位による信託の登録)  
第三十九条 (略)

2 特許法第三十四条の二第二項の規定により設定されたものとみなされた専用実施権の設定の登録をする場合において、当該仮専用実施権が信託財産に属するときは、その設定の登録と同一の順位で信託の登録をしなければならない。

(削る)

(削る)

3 特許法第三十四条の二第五項の規定により設定されたものとみなされた仮専用実施権の設定の登録をする場合において、もとの特許出願に係る仮専用実施権が信託財産に属するときは、その設定の登録と同一の順位で信託の登録をしなければならない。

告登録をするときは、表示部に審判又は再審の請求があつた年月日、審判又は再審の番号及び請求の趣旨を記録しなければならない。

(同一の順位による信託の登録)  
第三十九条 (略)

2 特許法第三十四条の二第二項の規定により設定されたものとみなされた専用実施権又は同法第三十四条の三第二項若しくは第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権の設定の登録をする場合において、当該仮専用実施権又は仮通常実施権が信託財産に属するときは、その設定の登録と同一の順位で信託の登録をしなければならない。

3 特許法第九十二条第三項の裁定による通常実施権の設定の登録をする場合において、当該通常実施権者の特許権が信託財産に属するときは、その通常実施権の設定の登録と同一の順位で信託の登録をしなければならない。

4 特許法第九十二条第四項の裁定による通常実施権の設定の登録をする場合において、当該通常実施権者の特許権、実用新案権又は意匠権が信託財産に属するときは、その通常実施権の設定の登録と同一の順位で信託の登録をしなければならない。

5 特許法第三十四条の二第五項の規定により設定されたものとみなされた仮専用実施権の設定の登録又は同法第三十四条の三第五項若しくは第六項の規定により許諾されたものとみなされた仮通常実施権の設定の登録をする場合において、もとの特許出願に係る仮専用実施権又は仮通常実施権が信託財産に属するときは、その設定の登録と同一の順位で信託の登録をしなければならない。

(特許権の消滅等があつた場合の特許信託原簿の登録)

第四十条 第三十二条、第三十四条若しくは第三十六条の四の規定により登録をした場合において当該特許権その他特許に関する権利が信託財産に属するとき又は前条の規定により登録をしたときは、同時に特許信託原簿にその登録をしなければならぬ。

(削る)

第四十二条から第四十四条まで 削除

ばならない。

(特許権の消滅等があつた場合の特許信託原簿の登録)

第四十条 第三十二条、第三十四条若しくは第三十六条の四の規定により登録をした場合において当該特許権その他特許に関する権利が信託財産に属するとき又は前条(第四項を除く。)の規定により登録をしたときは、同時に特許信託原簿にその登録をしなければならぬ。

2| 第三十六条の規定により登録をした場合において当該通常実施権が信託財産に属するとき又は前条第四項の規定により登録をしたときは、同時に特許信託原簿、実用新案信託原簿又は意匠信託原簿にその登録をしなければならぬ。

(通常実施権に関する登録の方法)

第四十二条 第三十五条第一項の規定は、特許法第九十三条第二項の裁定による通常実施権の設定の登録をするときに準用する。

2| 第三十六条の規定は、特許法第九十三条第三項において準用する同法第九十条第一項の規定による裁定の取消しにより通常実施権の消滅の登録をするとき、または裁定についての異議申立てを理由があるとする決定をした場合において通常実施権の消滅の登録をするときに準用する。

(未登録の通常実施権等に関する登録の方法)

第四十三条 嘱託により、登録しない通常実施権又はこれを目的とする質権の処分の制限の登録をするときは、丙区として権

利者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに嘱託により通常実施権又はこれを目的とする質権の登録をする旨を記録しなければならない。

2 嘱託により、登録していない仮通常実施権の処分の制限の登録をするときは、丙区の事項欄に仮通常実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに嘱託により仮通常実施権の登録をする旨を記載しなければならない。

3 仮通常実施権に係る特許出願について特許仮実施権原簿がない場合において、前項の規定による登録をするときは、前項に規定するもののほか、特許出願番号欄に特許出願の番号を、表題部の表示欄に特許出願の年月日その他当該仮通常実施権に係る特許出願の表示に関する事項を記載しなければならない。

(予告登録の方法)

第四十四条 第三十八条第一項の規定は、特許法第九十三条第二項の請求、同条第三項において準用する同法第九十条第一項の請求または裁定もしくはその取消しについての異議申立てについて予告登録をする場合に準用する。

第四十五条 特許登録原簿について特許登録令第三条第一号又は第三号に掲げる訴えについて予告登録をするときは、事項部の相当区に登録の原因の無効若しくは取消しによる登録の抹消若しくは回復の訴えが提起された旨又は裁定若しくはその取消しについて訴えが提起された旨及びその年月日を記録しなければならない。

2 (略)

第四十五条 特許登録原簿について特許登録令第三条第一号又は第二号に掲げる訴えについて予告登録をするときは、事項部の相当区に登録の原因の無効若しくは取消しによる登録の抹消若しくは回復の訴えが提起された旨又は特許法第七十四条第一項の規定による請求に係る訴えが提起された旨及びその年月日を記録しなければならない。

2 (略)

(登録受付簿の記載)

第四十八条 申請書の提出があつたときは、登録受付簿に受付の年月日、受付番号、特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)、登録の目的、登録免許税として納付する額及び申請人の氏名又は名称を、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載しなければならぬ。

2・3 (略)

(表示部等の登録の方法)

第五十二条 (略)

2・5 (略)

6 仮専用実施権に係る特許出願について特許仮実施権原簿がない場合において、特許仮実施権原簿に登録をするときは、前項に規定するもののほか、特許出願番号欄に特許出願の番号を、表題部の表示欄に特許出願の年月日その他当該仮専用実施権に係る特許出願の表示に関する事項を、甲区の事項欄に当該仮専用実施権に係る特許出願に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所を記載しなければならぬ。

7・11 (略)

(二以上の権利を目的とする専用実施権等の設定又は消滅の登録の方法)

第五十五条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以

(登録受付簿の記載)

第四十八条 申請書の提出があつたときは、登録受付簿に受付の年月日、受付番号、特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)、登録の目的、登録免許税として納付する額及び申請人の氏名又は名称を、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載しなければならぬ。

2・3 (略)

(表示部等の登録の方法)

第五十二条 (略)

2・5 (略)

6 仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願について特許仮実施権原簿がない場合において、特許仮実施権原簿に登録をするときは、前項に規定するもののほか、特許出願番号欄に特許出願の番号を、表題部の表示欄に特許出願の年月日その他当該仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願の表示に関する事項を、甲区の事項欄に当該仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所を記載しなければならぬ。

7・11 (略)

(二以上の権利を目的とする専用実施権等の設定又は消滅の登録の方法)

第五十五条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以

上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権の設定の登録をするときは、それぞれの特許権の登録の事項部の相当区としてその旨を記録し、かつ、その事項部の相当区に他の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利の表示をし、これらの権利がともに専用実施権又は専用使用権若しくは通常使用権の目的である旨を記録しなければならない。

2 (略)

3 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権の設定の登録をするときは、それぞれの仮専用実施権の登録用紙中の相当区の記事欄にその旨を記載し、かつ、その相当区の記事欄に他の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権の表示をし、これらの権利がともに仮専用実施権の目的である旨を記載しなければならない。

第五十六条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権若しくは商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは

上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権若しくは特許権、実用新案権若しくは意匠権若しくはこれらの専用実施権についての通常実施権又は商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権の設定の登録をするときは、それぞれの特許権の登録の事項部の相当区としてその旨を記録し、かつ、その事項部の相当区に他の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利の表示をし、これらの権利がともに専用実施権若しくは通常実施権又は専用使用権若しくは通常使用権の目的である旨を記録しなければならない。

2 (略)

3 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権又は特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権若しくはこれらの仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権の設定の登録をするときは、それぞれの仮専用実施権又は仮通常実施権の登録用紙中の相当区の記事欄にその旨を記載し、かつ、その相当区の記事欄に他の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権若しくは仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権の表示をし、これらの権利がともに仮専用実施権又は仮通常実施権の目的である旨を記載しなければならない。

第五十六条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権若しくは特許権、実用新案権若しくは意匠権若しくはこれらの



専用使用権についての通常使用権の設定の登録をした場合又は二以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権若しくはこれらに関する権利について質権の登録をした場合において、そのうちの権利を目的とする専用実施権、専用使用権若しくは通常使用権又は質権の消滅の登録をしたときは、他の特許権の登録の事項部の相当区に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする専用実施権、専用使用権若しくは通常使用権又は質権が消滅した旨を記録し、かつ、消滅に係る事項について抹消記号を記録しなければならない。

2 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権の設定の登録をした場合において、そのうちの権利を目的とする仮専用実施権の消滅の登録をしたときは、他の仮専用実施権の登録用紙中の相当区の事項欄に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする仮専用実施権が消滅した旨を記載し、かつ、消滅に係る事項を朱抹しなければならない。

(申請の却下の処分の記載事項)

第五十九条の三 特許登録令第三十八条第一項の規定による却下の処分は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

専用実施権についての通常実施権若しくは商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権の設定の登録をした場合又は二以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権若しくはこれらに関する権利について質権の登録をした場合において、そのうちの権利を目的とする専用実施権若しくは通常実施権、専用使用権若しくは通常使用権又は質権の消滅の登録をしたときは、他の特許権の登録の事項部の相当区に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする専用実施権若しくは通常実施権、専用使用権若しくは通常使用権又は質権が消滅した旨を記録し、かつ、消滅に係る事項について抹消記号を記録しなければならない。

2 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権又は特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権若しくはこれらの仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権の設定の登録をした場合において、そのうちの権利を目的とする仮専用実施権又は仮通常実施権の消滅の登録をしたときは、他の仮専用実施権又は仮通常実施権の登録用紙中の相当区の事項欄に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする仮専用実施権又は仮通常実施権が消滅した旨を記載し、かつ、消滅に係る事項を朱抹しなければならない。

(申請の却下の処分の記載事項)

第五十九条の三 特許登録令第三十八条第一項の規定による却下の処分は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

一・二 (略)

三 特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)

四〇七 (略)

(登録済みの通知)

第六十条 登録を完了したときは、登録の原因を証明する書面に特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号)、申請書の受付の年月日、受付番号、順位番号及び登録済みの旨を記載し、特許庁の印を押して、申請人(申請人が登録権利者及び登録義務者であるときは、登録権利者。以下この項において同じ。)に返還しなければならない。ただし、申請書に登録の原因を証明する書面の添付がなかった場合において、登録を完了したときは、申請人に登録の原因を証明する書面に記載すべき事項及び登録の目的を通知しなければならない。

2 (略)

3 前二項の場合においては、登録義務者に特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号)、申請書の受付の年月日、受付番号、登録権利者の氏名又は名称、登録の目的及び登録済みの旨を通知しなければならない。ただし、登録義務者が当該登録に係る特許権その他特許に関する権利の共有者の一人であるときは、他の共有者にもその旨を通知しなければならない。

一・二 (略)

三 特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)

四〇七 (略)

(登録済みの通知)

第六十条 登録を完了したときは、登録の原因を証明する書面に特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号)、申請書の受付の年月日、受付番号、順位番号及び登録済みの旨を記載し、特許庁の印を押して、申請人(申請人が登録権利者及び登録義務者であるときは、登録権利者。以下この項において同じ。)に返還しなければならない。ただし、申請書に登録の原因を証明する書面の添付がなかった場合において、登録を完了したときは、申請人に登録の原因を証明する書面に記載すべき事項及び登録の目的を通知しなければならない。

2 (略)

3 前二項の場合においては、登録義務者に特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号)、申請書の受付の年月日、受付番号、登録権利者の氏名又は名称、登録の目的及び登録済みの旨を通知しなければならない。ただし、登録義務者が当該登録に係る特許権その他特許に関する権利の共有者の一人であるときは、他の共有者にもその旨

を通知しなければならない。

改正案	現行
<p>（実用新案登録原簿の記録）</p> <p>第二条の二 実用新案登録原簿は、登録番号記録部、表示部、登録料記録部、甲区、乙区及び丁区の別に記録しなければならぬ。</p> <p>2 6（略）</p> <p>（削る）</p> <p>7  （略）</p> <p>（特許登録令施行規則の準用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許登録令施行規則第十条（第六項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の三まで（申請の手續）の規定は、実用新案に関する登録の申請の手續に準用する。</p> <p>4 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第</p>	<p>（実用新案登録原簿の記録）</p> <p>第二条の二 実用新案登録原簿は、登録番号記録部、表示部、登録料記録部、甲区、乙区、丙区及び丁区の別に記録しなければならない。</p> <p>2 6（略）</p> <p>7  丙区には、通常実施権及びこれを目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>8  （略）</p> <p>（特許登録令施行規則の準用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許登録令施行規則第十条（第五項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の三まで（申請の手續）の規定は、実用新案に関する登録の申請の手續に準用する。</p> <p>4 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条（第二項及び第五項を除く。）、第四十条、第四十二条、</p>

一、第五十二条（第四項から第七項までを除く。）、第五十三條、第五十四條、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七條、第五十八條第二項及び第三項並びに第五十九條から第六十一条まで（登録の手續）の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。

第四十三條第一項、第四十四條、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第七項までを除く。）、第五十三條、第五十四條、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七條、第五十八條第二項及び第三項並びに第五十九條から第六十一条まで（登録の手續）の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。

改正案	現行
<p>（意匠登録原簿の記録）</p> <p>第三条 意匠登録原簿は、登録番号記録部、表示部、関連意匠登録番号記録部、登録料記録部、甲区、乙区及び丁区の別に記録しなければならない。</p> <p>2～7（略）</p> <p>（削る）</p> <p>8 （略）</p> <p>（特許登録令施行規則の準用）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許登録令施行規則第十条（第六項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の三まで（申請の手續）の規定は、意匠に関する登録の申請の手續に準用する。</p> <p>4 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条、第四十五条第一項、第四十六条か</p>	<p>（意匠登録原簿の記録）</p> <p>第三条 意匠登録原簿は、登録番号記録部、表示部、関連意匠登録番号記録部、登録料記録部、甲区、乙区、丙区及び丁区の別に記録しなければならない。</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 丙区には、通常実施権及びこれを目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>9 （略）</p> <p>（特許登録令施行規則の準用）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許登録令施行規則第十条（第五項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の三まで（申請の手續）の規定は、意匠に関する登録の申請の手續に準用する。</p> <p>4 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条（第二項及び第五項を除く</p>

ら第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第七項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手続）の規定は、意匠に関する登録の手續に準用する。

。）、第四十条、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第七項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手続）の規定は、意匠に関する登録の手續に準用する。

改正案	現行
<p>（申請書の様式）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第八により作成しなければならない。</p> <p>（併合の手続）</p> <p>第四条の二 前条第二項の申請と第十七条第三項において準用する特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条第一項の申請は、分割移転に係る商標権の登録権利者及び登録義務者が全部の移転に係る商標権の登録権利者及び登録義務者と同じの場合に限り、一の書面であることができる。</p> <p>（未登録の通常使用権等に関する登録の方法）</p> <p>第十六条の四 嘱託により、登録してない通常使用権又はこれを目的とする質権の処分制限の登録をするときは、丙区として権利者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに嘱託により通常使用権又はこれを目的とする質権の登録をする旨を記録しなければならない。</p> <p>第十六条の五（略）</p>	<p>（申請書の様式）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（併合の手続）</p> <p>第四条の二 前条第二項の申請と第十七条第二項において準用する特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条第一項の申請は、分割移転に係る商標権の登録権利者及び登録義務者が全部の移転に係る商標権の登録権利者及び登録義務者と同じの場合に限り、一の書面であることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第十六条の四（略）</p>



(特許登録令施行規則の準用)

第十七条 特許登録令施行規則第一条第一項(登録の前後)の規定は、商標に関する登録について準用する。この場合において、「又は丁区」とあるのは、「丙区又は丁区」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 特許登録令施行規則第十条(第二項、第五項及び第六項を除く。)、第十条の二(第四項を除く。)、及び第十条の三から第十三条の三まで(申請の手続)の規定は、商標に関する登録の申請の手続に準用する。この場合において、同規則様式第十一の備考第1中「記載する。」とあるのは「記載する。国際登録に基づく商標権について質権の設定の登録を申請する場合には、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する。」と、同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第十二条第一項」とあるのは「商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第十二条第一項」と、同規則様式第十三の備考第1中「専用実施権者」とあるのは「専用使用権者」、「通常使用権者」と読み替えるものとする。

4 特許登録令施行規則第十四条(第三項を除く。)、第十五条(第二項を除く。)、第十六条から第十九条まで、第二十条か

(特許登録令施行規則の準用)

第十七条 特許登録令施行規則第一条第一項(登録の前後)の規定は、商標に関する登録について準用する。

2 (略)

3 特許登録令施行規則第十条(第五項を除く。)、第十条の二(第四項を除く。)、及び第十条の三から第十三条の三まで(申請の手続)の規定は、商標に関する登録の申請の手続に準用する。この場合において、同規則様式第十の備考第1中「とあるのは」とする。国際登録に基づく商標権について専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合には、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する。」と、同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第十二条第一項」とあるのは「商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第十二条第一項」と読み替えるものとする。

4 特許登録令施行規則第十四条(第三項を除く。)、第十五条(第二項を除く。)、第十六条から第十九条まで、第二十条か

ら第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十九条第一項、第四十条、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第七項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人（国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。）」と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と、同規則第十四条第二項中「及び丁区」とあるのは「丙区及び丁区」と、同規則第二十四条第一項中「専用実施権」とあるのは「専用使用権、通常使用権」と読み替えるものとする。

ら第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十九条（第二項及び第五項を除く。）、第四十条、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第七項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第十六条中「外国人」とあるのは「外国人（国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。）」と、同令第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（願書等の提出） 第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国際出願をしようとする者は、特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を、第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に添付することができる。</p> <p>（手数料の納付の補正） 第三十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分を除く。）及び第三項の規定により納付すべき手数料並びに同条第四項の規定により納付すべき手数料のうち、規則<sup>15.1</sup>に規定する国際出願手数料（以下「国際出願手数料」という。）を国際出願が特許庁に到達した日から一月以内に納付しないときは、当該手数料の納付の補正をすべきことを命じなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（手数料の一部返還） 第三十六条の二 条約第十二条(1)に規定する国際出願の調査用写し（以下「調査用写し」という。）が国際調査機関に送付され</p>	<p>（願書等の提出） 第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国際出願をしようとする者は、特許庁長官が定める方式に従つて記録したフレキシブルディスクを、第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に添付することができる。</p> <p>（手数料の納付の補正） 第三十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項の規定により納付すべき手数料並びに同条第三項の規定により納付すべき手数料のうち、規則<sup>15.1</sup>に規定する国際出願手数料（以下「国際出願手数料」という。）を国際出願が特許庁に到達した日から一月以内に納付しないときは、当該手数料の納付の補正をすべきことを命じなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（手数料の一部返還） 第三十六条の二 条約第十二条(1)に規定する国際出願の調査用写し（以下「調査用写し」という。）が国際調査機関に送付され</p>

る前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項（同項の表一の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付された手数料のうち七万円を出願人の請求により返還する。

（手数料の一部返還）

第五十条 国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、法第十八条第二項（同項の表一の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付された手数料のうち二万八千円を出願人の請求により返還する。

2 (略)

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等）

第五十条の三 (略)

2 前項に規定する国際出願（特許庁が国際調査をする国際出願に限る。次項において同じ。）をするときは、前項に規定する配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスクを、願書に添付しなければならない。

3 11 (略)

る前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第一項第一号の規定により納付された手数料のうち九万七千円を出願人の請求により返還する。

（手数料の一部返還）

第五十条 国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、法第十八条第一項第一号の規定により納付された手数料のうち四万千円を出願人の請求により返還する。

2 (略)

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等）

第五十条の三 (略)

2 前項に規定する国際出願（特許庁が国際調査をする国際出願に限る。次項において同じ。）をするときは、前項に規定する配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を、願書に添付しなければならない。

3 11 (略)

(手数料の納付)

第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願人は、法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)又は第四項の規定により納付すべき手数料を国際予備審査請求書を受理した日から一月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までに納付しなければならない

(発明の数の算定の方法)

第七十三条 令第二条第五項に規定する発明の数の算定は、請求の範囲に記載されている発明を、一の発明が異なる二以上の区分に属することのないようにして、一の発明又は規則第十三規則に規定する一群の発明に該当する二以上の発明に区分して行うものとする。この場合において、二以上の区分の方法がある場合であつてそれぞれにより区分した数が異なるときは、区分した数が最小となる方法で行うものとする。

(手数料の納付書の様式)

第七十八条 法第十八条第二項の規定による手数料の納付は、様式第二十七又は様式第二十七の二によりしなければならない。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の納付方法等)

第七十八条の二 法第十八条第三項の規定による手数料の納付は、特許庁長官が告示する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提出するこ

(手数料の納付)

第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願人は、法第十八条第一項第四号又は同条第三項の規定により納付すべき手数料を国際予備審査請求書を受理した日から一月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までに納付しなければならない。

(発明の数の算定の方法)

第七十三条 令第二条第四項に規定する発明の数の算定は、請求の範囲に記載されている発明を、一の発明が異なる二以上の区分に属することのないようにして、一の発明又は規則第十三規則に規定する一群の発明に該当する二以上の発明に区分して行うものとする。この場合において、二以上の区分の方法がある場合であつてそれぞれにより区分した数が異なるときは、区分した数が最小となる方法で行うものとする。

(手数料の納付書の様式)

第七十八条 法第十八条第一項第一号、第二号又は第四号の規定による手数料の納付は、様式第二十七又は様式第二十七の二によりなければならない。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の納付方法等)

第七十八条の二 法第十八条第二項の規定による手数料の納付は、特許庁長官が告示する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提出するこ

とにより行わなければならない。なお、振込みを証明する書面は、特許庁長官が認めるときは、省略することができる。

2 (略)

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の金額)

第七十八条の三 法第十八条第三項の経済産業省令で定める金額は、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額とする。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の返還)

第七十八条の四 調査用写しが国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第三項の規定により納付された手数料を出願人の請求により返還する。

(国際事務局に対する手数料の納付方法等)

第七十九条 法第十八条第四項の規定による手数料の納付は、特許庁長官が告示する国際事務局の口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提出することにより行わなければならない。なお、振込みを証明する書面は、特許庁長官が認めるときは、省略することができる。

とにより行わなければならない。なお、振込みを証明する書面は、特許庁長官が認めるときは、省略することができる。

2 (略)

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の金額)

第七十八条の三 法第十八条第二項の経済産業省令で定める金額は、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額とする。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の返還)

第七十八条の四 調査用写しが国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項の規定により納付された手数料を出願人の請求により返還する。

(国際事務局に対する手数料の納付方法等)

第七十九条 法第十八条第三項の規定による手数料の納付は、特許庁長官が告示する国際事務局の口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提出することにより行わなければならない。なお、振込みを証明する書面は、特許庁長官が認めるときは、省略することができる。

る。

2 (略)

(国際事務局に対する手数料の金額)

第八十条 法第十八条第四項の経済産業省令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。

一 法第十八条第二項の表一の項及び二の項の中欄に掲げる者  
次のイに定めるところにより算定した国際出願手数料の金額。ただし、次のロ又は八に該当する場合には、当該イに定めるところにより算定した金額からそれぞれロ又は八に定める金額を減額をした金額

イ (略)

ロ 法第十八条第二項の表一の項及び二の項の中欄に掲げる者が、第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に、第十四条第三項に規定する磁気ディスクを添付して提出した場合には、百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

ハ (略)

二 法第十八条第二項の表三の項の中欄に掲げる者 二百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

る。

2 (略)

(国際事務局に対する手数料の金額)

第八十条 法第十八条第三項の経済産業省令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。

一 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者 次のイに定めるところにより算定した国際出願手数料の金額。ただし、次のロ又は八に該当する場合には、当該イに定めるところにより算定した金額からそれぞれロ又は八に定める金額を減額をした金額

イ (略)

ロ 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者が、第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に、第十四条第三項に規定するフレキシブルディスクを添付して提出した場合には、百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

ハ (略)

二 法第十八条第一項第四号に掲げる者 二百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

改正案	現行
<p>（識別番号の付与）            第三条（略）            2（略）            3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十二条第三項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。</p>	<p>（識別番号の付与）            第三条（略）            2（略）            3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十二条第三項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者について</p>



一〇十三 (略)

(氏名変更届等の様式等)

第四条 (略)

2 前項の届出(代理人に係るものを除く。)と登録名義人(特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。以下この項において同じ。)又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、同項の届出をした者が登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者と同じであり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

3 (略)

(包括委任状)

第六条 特定手続(第十条第五号、第四十三号(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。))第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項若しくは第二項の手数料(以下「国際出願等に係る手数料」という。))を納付する場合に限る。)、第四十八号及び第五十四号から第五十九号までに掲げる手続を除く。)、特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において

は、この限りでない。

一〇十三 (略)

(氏名変更届等の様式等)

第四条 (略)

2 前項の届出(代理人に係るものを除く。)と登録名義人(特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。以下この項において同じ。)又は仮専用実施権若しくは登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、同項の届出をした者が登録名義人又は仮専用実施権若しくは登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者と同じであり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

3 (略)

(包括委任状)

第六条 特定手続(第十条第五号、第四十三号(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。))第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項の手数料(以下「国際出願等に係る手数料」という。))を納付する場合に限る。)、第四十八号及び第五十四号から第五十九号までに掲げる手続を除く。)、特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を

準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。))から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正(第十条第五十二号に掲げるものを除く。))又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三(第五条の第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。))若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面(以下「包括委任状」という。))を援用してすることができる。

2) 4 (略)

(特定手続の指定)

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同

含む。))において準用する場合を含む。))若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。))から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正(第十条第五十二号に掲げるものを除く。))又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三(第五条の第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。))若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面(以下「包括委任状」という。))を援用してすることができる。

2) 4 (略)

(特定手続の指定)

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同

表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらない  
でする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一～六（略）

七 特許法第三十六条の二第二項又は第四項の規定による翻訳  
文の提出

八 特許法第三十条第三項（実用新案法第十一条第一項におい  
て準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第二  
項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む  
。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

九～二十六（略）

二十七 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲  
げるもの（八からりまで及びイからツまでに掲げるものにあ  
つては、証拠保全に係るものを除く。）

イ又（略）

ル 特許法第百五十六条第三項（意匠法第五十二条並びに商  
標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項におい  
て準用する場合を含む。）の規定による審理の再開の申立  
て

ヲ 特許法施行規則第五十条第三項（意匠法施行規則第十九  
条第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準  
用する場合を含む。）の規定による証拠説明書の提出

ワ 特許法施行規則第五十一条第一項（意匠法施行規則第十  
九条第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において  
準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

カ 特許法施行規則第五十八条の二第一項（意匠法施行規則

表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらない  
でする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一～六（略）

七 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出

八 特許法第三十条第四項（実用新案法第十一条第一項におい  
て準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一  
項又は第三項（これらの規定を、実用新案法第十一条第一項に  
おいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとし  
る旨を記載した書面の提出

九～二十六（略）

二十七 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲  
げるもの（八からりまで及びイからツまでに掲げるものにあ  
つては、証拠保全に係るものを除く。）

イ又（略）

ル 特許法第百五十六条第二項（意匠法第五十二条並びに商  
標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項におい  
て準用する場合を含む。）の規定による審理の再開の申立  
て

ヲ 特許法施行規則第五十条第三項（意匠法施行規則第十九  
条第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準  
用する場合を含む。）の規定による証拠説明書の提出

ワ 特許法施行規則第五十一条第一項（意匠法施行規則第十  
九条第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において  
準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

カ 特許法施行規則第五十八条の二第一項（意匠法施行規則

第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。)の規定による尋問事項書の提出

ヨ 特許法施行規則第五十八條の十七第一項(意匠法施行規則第十九條第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出

タ 特許法施行規則第六十條第一項(意匠法施行規則第十九條第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。)の規定による鑑定の申出

レ 特許法施行規則第六十條第一項(意匠法施行規則第十九條第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。)の規定による鑑定を求め事項を記載した書面の提出

ソ 特許法施行規則第六十一條の十一(意匠法施行規則第十九條第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出

ツ 特許法施行規則第六十二條第一項(意匠法施行規則第十九條第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。)の規定による検証の申出

二十八 特許法第百八十四條の四第一項、第二項若しくは第四項又は実用新案法第四十八條の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による翻訳文の提出

二十九 特許法第百八十四條の四第六項又は実用新案法第四十八條の四第六項の規定による補正後の請求の範囲の翻訳文の提出

三十～三十四 (略)

第十九條第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による尋問事項書の提出

ヨ 特許法施行規則第五十八條の十七第一項(意匠法施行規則第十九條第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出

タ 特許法施行規則第六十條第一項(意匠法施行規則第十九條第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による鑑定の申出

レ 特許法施行規則第六十條第一項(意匠法施行規則第十九條第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による鑑定を求め事項を記載した書面の提出

ソ 特許法施行規則第六十一條の十一(意匠法施行規則第十九條第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出

ツ 特許法施行規則第六十二條第一項(意匠法施行規則第十九條第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による検証の申出

二十八 特許法第百八十四條の四第一項若しくは第二項又は実用新案法第四十八條の四第一項若しくは第二項の規定による翻訳文の提出

二十九 特許法第百八十四條の四第四項又は実用新案法第四十八條の四第四項の規定による補正後の請求の範囲の翻訳文の提出

三十～三十四 (略)

三十五 特許法第百八十四条の十四（同法第百八十四条の第二十六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第二項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

三十六 実用新案法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求

三十七、三十八（略）

三十九 特許法第五条第一項（実用新案法第二条の五第一項、意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第三十九条第六項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、意匠法第九条第四項若しくは商標法第八条第四項の規定により、又は特許法第五十条若しくは商標法第十五条の二若しくは第十五条の三第一項若しくは同法附則第七条の規定により指定された期間に限る。）の延長の請求

四十、六十一（略）

（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等）

第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定に

三十五 特許法第百八十四条の十四（同法第百八十四条の第二十六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

三十六 実用新案法第四十八条の四第四項に規定する国内処理の請求

三十七、三十八（略）

三十九 特許法第五条第一項（実用新案法第二条の五第一項、意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第三十九条第七項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、意匠法第九条第五項若しくは商標法第八条第四項の規定により、又は特許法第五十条若しくは商標法第十五条の二若しくは第十五条の三第一項若しくは同法附則第七条の規定により指定された期間に限る。）の延長の請求

四十、六十一（略）

（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等）

第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定に

よる磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書又は登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならぬ。

手続の区分	書面	記載事項
第十条第八号に規定する手続	特許法第三十条第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第二項（これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面	特許法第三十条第二項（これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨

（物件の提出）

よる磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書又は登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならぬ。

手続の区分	書面	記載事項
第十条第八号に規定する手続	特許法第三十条第四項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面	特許法第三十条第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨

（物件の提出）

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の第二項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一～七 (略)

八 特許法施行規則第二十七条第一項(実用新案法施行規則第二十三条第二項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二條第二項)において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがあること、特許法第七十三条第二項(実用新案法第二十六条、意匠法第三十六条及び商標法第三十五条(同法第六十八条第三項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の定めがあること、又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六條第一項ただし書の契約があることを証明する書面

九 特許法施行規則第二十七条第三項(実用新案法施行規則第二十三条第二項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二條第二項)において準用する場合を含む。)又は特許法施行規則第二十七条第四項(実用新案法施行規則第二十三條第二項)において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面

十 (略)

十一 特許法施行規則第二十七条の五第二項及び第三項(実用新案法施行規則第二十三條第二項)において準用する場合を含む。

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の第二項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一～七 (略)

八 特許法施行規則第二十七条第一項(実用新案法施行規則第二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二條第四項)において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがあること、特許法第七十三条第二項(実用新案法第二十六条、意匠法第三十六条及び商標法第三十五条(同法第六十八条第三項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の定めがあること、又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六條第一項ただし書の契約があることを証明する書面

九 特許法施行規則第二十七条第三項(実用新案法施行規則第二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二條第四項)において準用する場合を含む。)又は特許法施行規則第二十七条第四項(実用新案法施行規則第二十三條第四項)において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面

十 (略)

十一 特許法施行規則第二十七条の五第二項及び第三項(実用新案法施行規則第二十三條第四項)において準用する場合を含む。

む。 ) 又は国際出願法施行規則第五十条の三第二項の規定により提出すべき磁気ディスク

十二・十三 (略)

十四 特許法施行規則第五十条第一項 (意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。 ) の規定により提出すべき証拠物件

十五、十八 (略)

2 } 4 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項 (実用新案法施行規則第二十三條第二項において準用する場合を含む。 第二十九条の二において同じ。 ) 若しくは国際出願法施行規則第五十条の三第一項に規定する配列表を含む特許出願若しくは国際出願又は特許法施行規則第二十七条の五第三項 (実用新案法施行規則第二十三條第二項) において準用する場合を含む。 第二十九条の二において同じ。 ) に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) に基づく日本工業規格 (以下「日本工業規格」という。 ) X〇二〇八号 (平成九年) (情報交換用漢字符号系。 以下「日本工業規格 X〇二〇八号」という。 ) に定める文字コードを用いて作成し、かつ、特許法施行規則第二十四条又は国際出願法施行規則第十七条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により電子計算機から入力することにより提出するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項第十一

む。 ) 又は国際出願法施行規則第五十条の三第二項の規定により提出すべき磁気ディスク

十二・十三 (略)

十四 特許法施行規則第五十条第一項 (意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。 ) の規定により提出すべき証拠物件

十五、十八 (略)

2 } 4 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項 (実用新案法施行規則第二十三條第四項において準用する場合を含む。 第二十九条の二において同じ。 ) に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) に基づく日本工業規格 (以下「日本工業規格」という。 ) X〇二〇八号 (平成九年) (情報交換用漢字符号系。 以下「日本工業規格 X〇二〇八号」という。 ) に定める文字コードを用いて作成し、かつ、特許法施行規則第二十四条又は国際出願法施行規則第十七条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により電子計算機から入力することにより提出するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項第十一



号に掲げる磁気ディスクを提出することを要しない。

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(の規定による次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))に係るものを除く。))の却下の処分

イハ (略)

二 特許法第三十条第三項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による特許法第三十条第二項(これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。))に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

ホヘ (略)

ト 特許法第三十九条第六項(同法第三十四条第七項(実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、意匠法第九条第四項又は商標法

号に掲げる磁気ディスクを提出することを要しない。

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(の規定による次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))に係るものを除く。))の却下の処分

イハ (略)

二 特許法第三十条第四項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による特許法第三十条第一項又は第三項(これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。))に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

ホヘ (略)

ト 特許法第三十九条第七項(同法第三十四条第七項(実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、意匠法第九条第五項又は商標法

第八条第四項の規定による届出

チ (略)

リ 特許法第百八十四条の十四(同法第百八十四条の二十第六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第二項(これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

又ヨ (略)

二九 (略)

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)とする。

一四 (略)

五 特許法第三十九条第六項(同法第三十四条第七項(実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、意匠法第九条第四項又は商標法第八条第四項の規定による命令(審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。)

六十二 (略)

十三 特許法第百三十七条第一項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において

第八条第四項の規定による届出

チ (略)

リ 特許法第百八十四条の十四(同法第百八十四条の二十第六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第一項又は第三項(これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

又ヨ (略)

二九 (略)

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)とする。

一四 (略)

五 特許法第三十九条第七項(同法第三十四条第七項(実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、意匠法第九条第五項又は商標法第八条第四項の規定による命令(審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。)

六十二 (略)

十三 特許法第百三十七条第一項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において

準用する場合を含む。)又は特許法第四百四十四条の二第一項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による審判官又は審判書記官の指定に関する特許法施行規則第四十八条第二項(意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。)(に規定する指定又は変更の通知(拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。))

十四(二十六)(略)

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第五号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十七号及び第三十号から第三十二号までに掲げる手続であつて別表第一の第二欄に掲げる手続に係る手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))並びに第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十三号から第二十五号まで及び第三十四号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。)とする。

一・二 (略)

三 特許法第三十条第三項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出)

四 特許法第三十九条第六項、意匠法第九条第四項又は商標法

準用する場合を含む。)又は特許法第四百四十四条の二第一項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による審判官又は審判書記官の指定に関する特許法施行規則第四十八条第二項(意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)(に規定する指定又は変更の通知(拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。))

十四(二十六)(略)

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第五号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十七号及び第三十号から第三十二号までに掲げる手続であつて別表第一の第二欄に掲げる手続に係る手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))並びに第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十三号から第二十五号まで及び第三十四号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。)とする。

一・二 (略)

三 特許法第三十条第四項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出)

四 特許法第三十九条第七項、意匠法第九条第五項又は商標法

第八条第四項の規定による協議の結果の届出  
五十三(略)

(削る)

(工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合)  
第四十一条の八 特許法第一百七十五条第五項ただし書、第一百二十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書(国際出願法第十八条第五項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。)、実用新案法第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法第四十二条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法第四十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は法第四十条第六項ただし書に規定する経済産業省令で定める場合は、現金手続省令第一条第一項に

第八条第四項の規定による協議の結果の届出  
五十三(略)

(閲覧等の制限の例外に係る証明書の提出)

第三十四条の七 法第十二条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して行う閲覧を請求する場合において、同条第三項において準用する特許法第八十六条第三項に規定する通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求するときは、特許法施行令第十九条に規定する場合に該当することを証明する書面を提出しなければならぬ。

2 前項の規定は、法第十二条第二項の規定により、ファイルに記録されている事項を記載した書類の交付を請求する場合に準用する。

(工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合)  
第四十一条の八 特許法第一百七十五条第五項ただし書、第一百二十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書(国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。)、実用新案法第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法第四十二条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法第四十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は法第四十条第六項ただし書に規定する経済産業省令で定める場合は、現金手続省令第一条第一項に

規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与されている場合とする。

2 (略)

(電子情報処理組織による現金の納付方法)

第四十一条の九 第三条又は現金手続省令第二条の規定により識別番号を付与された者(その者の代理人を含む。以下「納付者」という。)は、現金納付に係る特許料等又は特許法第百九十五条第一項から第三項に規定する手数料、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料、商標法第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料、法第四十条第一項に規定する手数料、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項に規定する手数料若しくは国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料(以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。)を電子情報処理組織を使用して特許庁長官から得た納付情報により、日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店(日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続(昭和二十四年大蔵省令第百号)第一条に規定する歳入代理店をいう。))をいう。)に納付することができる。この場合において、納付者は、納付情報のうち納付番号を現金納付に係る特許料等又は現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類に記載しなければならない。

規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与されている場合とする。

2 (略)

(電子情報処理組織による現金の納付方法)

第四十一条の九 第三条又は現金手続省令第二条の規定により識別番号を付与された者(その者の代理人を含む。以下「納付者」という。)は、現金納付に係る特許料等又は特許法第百九十五条第一項から第三項に規定する手数料、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料、商標法第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料、法第四十条第一項に規定する手数料、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料若しくは国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料(以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。)を電子情報処理組織を使用して特許庁長官から得た納付情報により、日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店(日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続(昭和二十四年大蔵省令第百号)第一条に規定する歳入代理店をいう。))をいう。)に納付することができる。この場合において、納付者は、納付情報のうち納付番号を現金納付に係る特許料等又は現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類に記載しなければならない。

工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）（第十一条関係）

改正案

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第一条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七百七条第五項ただし書、第一百二十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）以下「国際出願法」という。）第十八条第五項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）以下「国際出願法施行規則」という。）第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、「実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第六項ただし書、第四十二条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）以下「特例法」という。）第四十条第六項ただし書の規定（以下「現金納付関連規定」という。）に規定する経済産業省令で定める場合は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合とする。

2  
（略）

現行

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第一条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七百七条第五項ただし書、第一百二十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）以下「国際出願法」という。）第十八条第四項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）以下「国際出願法施行規則」という。）第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、「実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第六項ただし書、第四十二条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）以下「特例法」という。）第四十条第六項ただし書の規定（以下「現金納付関連規定」という。）に規定する経済産業省令で定める場合は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合とする。

2  
（略）

(識別番号の付与)

第二条 現金納付関連規定又は前条第二項の規定に基づき、特許法第七十七条第一項に規定する特許料、第一百二十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定する手数料(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。))第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第二項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行

(識別番号の付与)

第二条 現金納付関連規定又は前条第二項の規定に基づき、特許法第七十七条第一項に規定する特許料、第一百二十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定する手数料(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。))第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第二項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行

う手続に係るものを除く。）、特例法第四十条第一項に規定する手数料（特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を現金により納付しようとする者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしなければならない。

2・3 (略)

第五条 (略)

2 (略)

3 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求（以下この項において「意匠を秘密にすることの請求」という。）を意匠登録願の提出により同時に行う場合、同法第四十二条第一項第一号の規定による

う手続に係るものを除く。）、特例法第四十条第一項に規定する手数料（特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を現金により納付しようとする者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりなければならない。

2・3 (略)

第五条 (略)

2 (略)

3 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求（以下この項において「意匠を秘密にすることの請求」という。）を意匠登録願の提出により同時に行う場合、同法第四十二条第一項第一号の規定による



第一年分の登録料の納付及び意匠を秘密にすることの請求を登録料納付書の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を連続補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則第十二条第二項若しくは第三項（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項において準用する場合を含む。）、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第二項若しくは第三項及び特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条の二第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第三項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第三項及び商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第十七条第三項）において準用する場合を含む。）の規定により二以上の届出を一の書面でする場合には、その手続をする際に納付しなければならない現金納付に係る工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しなければならない。

（現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付日の特例）

第七条（略）

2 納付者が、納付に係る手続を行わなかった場合において、特許法第百十一条第一項（意匠法第四十五条において準用する場合を含む。）若しくは第百九十五条第十一項（特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第五項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法

第一年分の登録料の納付及び意匠を秘密にすることの請求を登録料納付書の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を連続補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則第十二条第二項若しくは第三項（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項において準用する場合を含む。）、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第二項若しくは第三項及び特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条の二第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第二項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第二項及び商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第十七条第二項）において準用する場合を含む。）の規定により二以上の届出を一の書面でする場合には、その手続をする際に納付なければならない現金納付に係る工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しなければならない。

（現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付日の特例）

第七条（略）

2 納付者が、納付に係る手続を行わなかった場合において、特許法第百十一条第一項（意匠法第四十五条において準用する場合を含む。）若しくは第百九十五条第十一項（特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法

第三十四条第一項若しくは第五十四条の第二十項、意匠法第六十七條第七項又は商標法第四十二條第一項若しくは第七十六條第七項の規定に基づき、現金納付に係る工業所有権の手数料等の返還を特許庁長官に請求するときは、特許法第百十一条第二項（意匠法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第百九十五条第十二項（特例法第四十条第八項、国際出願法第十八條第五項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十四条第二項及び第五十四条の第二十一項、意匠法第六十七條第八項並びに商標法第四十二條第二項若しくは第七十六條第八項に規定する納付した日は、前項の規定にかかわらず、現金納付に係る工業所有権の手数料等が現金により日本銀行へ納付された日とする。

第三十四条第一項若しくは第五十四条の第二十項、意匠法第六十七條第七項又は商標法第四十二條第一項若しくは第七十六條第七項の規定に基づき、現金納付に係る工業所有権の手数料等の返還を特許庁長官に請求するときは、特許法第百十一条第二項（意匠法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第百九十五条第十二項（特例法第四十条第八項、国際出願法第十八條第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十四条第二項及び第五十四条の第二十一項、意匠法第六十七條第八項並びに商標法第四十二條第二項若しくは第七十六條第八項に規定する納付した日は、前項の規定にかかわらず、現金納付に係る工業所有権の手数料等が現金により日本銀行へ納付された日とする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 仲裁機関の指定（第一条）</p> <p>第二章 弁理士試験等</p> <p>  第一節 弁理士試験（第二条 第十二条）</p> <p>  第二節 特定侵害訴訟代理業務試験（第十三条 第二十一条）</p> <p>  ）</p> <p>第二章の二 実務修習（第二十一条の二 第二十一条の二十四）</p> <p>第三章 登録（第二十二条 第二十四条）</p> <p>第四章 継続研修（第二十五条 第二十八条）</p> <p>第五章 特許業務法人（第二十九条 第三十三条）</p> <p>第六章 情報の公表（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第七章 業務の制限の解除（第三十六条 第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>（登録又は登録の抹消若しくは回復の申請）</p> <p>第三十六条 令第七条第九号に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は当該権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請</p>	<p>目次</p> <p>第一章 仲裁機関の指定（第一条）</p> <p>第二章 弁理士試験等</p> <p>  第一節 弁理士試験（第二条 第十二条）</p> <p>  第二節 特定侵害訴訟代理業務試験（第十三条 第二十一条）</p> <p>  ）</p> <p>第二章の二 実務修習（第二十一条の二 第二十一条の二十四）</p> <p>第三章 登録（第二十二条 第二十四条）</p> <p>第四章 継続研修（第二十五条 第二十八条）</p> <p>第五章 特許業務法人（第二十九条 第三十三条）</p> <p>第六章 情報の公表（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第七章 業務の制限の解除（第三十六条 第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>（登録又は登録の抹消若しくは回復の申請）</p> <p>第三十六条 令第七条第九号に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権若しくは特許権、実用新案権若しくは意匠権若しくはこれらの専用実施権についての通常実施権又はこれらの権利につい</p>

三・四（略）

（特許証等の再交付の請求）

第三十七条 令第七条第十号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第六十七条（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第十一項、意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第九項及び商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二十二條第七項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の請求とする。

（削る）

（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定の申請）

第三十八条 令第七条第十一号に規定する経済産業省令で定める手続は、商標法施行規則第一条第一項の規定による申請書の提出とする。

ての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請  
三・四（略）

（特許証等の再交付の請求）

第三十七条 令第七条第十号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第六十七条（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第十二項、意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第八項及び商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二十二條第九項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の請求とする。

（学術団体又は博覧会の指定の申請）

第三十八条 令第七条第十一号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則第十九条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第二十二條の二第一項（実用新案法施行規則第二十三条第三項及び商標法施行規則第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出とする。

（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定の申請）

第三十九条 令第七条第十二号に規定する経済産業省令で定める手続は、商標法施行規則第一条第一項の規定による申請書の提出とする。